

官報

號外 昭和十四年三月二十日

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

〔佐藤書記官朗讀〕
一昨十七日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

昭和十四年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）
提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

○第七十四回 貴族院議事速記録第一十五號

昭和十四年三月十九日（日曜日）午前十時二 十二分開議	第九 金資金特別會計法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付)
昭和十四年三月十九日	第十 國境取締法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會ノ續（委員長報告）
午前十時開議	第十一 軍用資源祕密保護法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會ノ續（委員長報告）
第一 映畫法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	第十二 保險業法改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會ノ續（委員長報告）
第一 著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	第十三 臺灣事業公債法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付)
第三 船舶建造融資補給及損失補償法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	第十四 商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ 送付
第五 造船事業法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	第十五 酪農業調整法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會ノ續（委員長報告）
第六 米穀配給統制法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	第十六 民族優生保護法案（衆議院提出、衆議院送付） 第一讀會
第七 工業組合法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	國際電氣通信株式會社法中改正法律案特別委員會 委員長 伯爵松平賴壽君 實斐君 副委員長 伯爵兒玉秀雄君 眞野文二君
第八 北海道拓殖銀行法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會	○議長（伯爵松平賴壽君） 報告ヲ致サセマ 同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ 商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案可決報告書
第一讀會ノ續（委員長報告）	映畫法案 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因ア議院法第五十四條ニ依リ及送付候也 昭和十四年三月十八日
（政府提出、衆議院送付）	貴族院議長伯爵松平賴壽殿 小山 松壽

映畫法
映畫法

第一條 本法ハ國民文化ノ進展ニ資スル

爲映畫ノ質的向上ヲ促シ映畫事業ノ健

全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第一條 映畫ノ製作又ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前項ニ規定スル映畫製作業及映畫配給

業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者

死亡シタル場合ニ於テ其ノ業ヲ相續ニ

因リテ承繼シタル者ハ之ヲ同項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四條 主務大臣ハ第二條第一項ノ許可ヲ受ケ映畫ノ製作ノ業ヲ爲ス者、映畫製作業者又ハ同項ノ許可ヲ受ケ映畫ノ配

給ノ業ヲ爲ス者（映畫配給業者）本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ業務ノ停止若ハ制限又ハ其ノ許可ヲ取消ヲ得スコトヲ得

第五條 映畫製作業者ノ映畫ノ製作ニ關シ業トシテ主務大臣ノ指定スル種類ノ業務ニ從事セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受クベシ但シ十四歳未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 主務大臣ハ前條ノ登録ヲ受ケタル者其ノ品位ヲ失墜スペキ行爲ヲ爲シタルトキ其ノ他同條ノ規定ニ依ル當該

種類ノ業務ニ從事スルヲ適當ナラズト認メタルトキハ其ノ業務ノ停止又ハ其ノ登録ヲ取消ヲ爲スコトヲ得

第七條 映畫製作業者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外第五條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケザル者ヲ同條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得ズ前條ノ規定ニ依ル業務停止中ノ者ニ付亦同ジ

第八條 行政官廳ハ危害豫防、衛生等ノ他公益保護上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫製作業者ニ對シ映畫ノ製作ノ現業ニ從事スル者ノ就業其ノ他映畫ノ製作ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得

第九條 映畫製作業者主務大臣ノ指定スル種類ノ映畫ヲ製作セントスルトキハ撮影開始前命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ届出ヲ爲シタル事項ノ主タル部分ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十條 主務大臣ハ命令ヲ以テ映畫興行者ニ對シ國民教育上有益ナル特定種類ノ映畫ノ上映ヲ爲スシムルコトヲ得

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ映畫興行者ニ對シ啓發宣傳上必要ナル映畫ヲ交付シ期間ヲ指定シテ其ノ上

映畫ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ公益上特ニ保存ノニ資スルモノアリト認ムル映畫ニ付選奨ヲ爲スコトヲ得

第十二條 映畫製作業者ノ映畫ノ製作ニ關シ業トシテ主務大臣ノ指定スル種類ノ業務ニ從事セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受クベシ但シ十四歳未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 映畫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ檢閱ヲ受ケ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

主務大臣ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ檢閱ニ合格シタル映畫ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十四條 映畫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ檢閱ヲ受ケ合格シタルモノニ非ザレバ公衆ノ觀覽ニ供スル爲之ヲ上映スルコトヲ得ズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 主務大臣ハ命令ヲ以テ映畫興行者ニ對シ國民教育上有益ナル特定種類ノ映畫ノ上映ヲ爲スシムルコトヲ得

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ映畫興行者ニ對シ啓發宣傳上必要ナル映畫ヲ交付シ期間ヲ指定シテ其ノ上

映畫ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫興行者ニ對シ外國映畫ノ上映ニ關シ其ノ種類又ハ數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ危害豫防、衛生、教育其ノ他公益保護上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ニ對シ

未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 主務大臣ハ公益上特に保存ノニ資スルモノアリト認ムル映畫ニ付選奨ヲ爲スコトヲ得

第十九條 本法施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮詢ニ應ズル爲映畫委員會ヲ置ク

映畫委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ映畫ヲ製作シ又ハ上映スル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ攜帶セシムベシ

行政官廳ハ映畫製作業者、映畫配給業者又ハ映畫興行者ニ對シ其ノ業務ニ關スル事項ニ付報告ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 第二條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ映畫ノ製作又ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第四條ノ規定ニ依ル停止又ハ制限ニ違反シタル者

第十四條 第八條、第十二條、第十六條又ハ

第十七條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ

タル者

三 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル制限若ハ

禁止ニ違反シテ映畫ヲ輸出シ又ハ輸出セントシタル者

四 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止ニ違反シタル者

五 第十五條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十條第一項ノ規定ニ依ル臨檢ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者

一 第五條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケズシテ業トシテ同條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ從事シタル者

二 第六條ノ規定ニ依ル停止ニ違反シタル者

三 第七條ノ規定ニ違反シタル者

四 第九條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズシテ映畫ヲ撮影ヲ開始シタル者

五 第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十四條 映畫ノ製作若ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲ス者又ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從事者ガ其ノ業務ニ關シ第二十一條、第二十二

條第一號乃至第五號若ハ第六號後段又ハ前條第三號乃至第五號ノ違反行爲ヲ

爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十五條 第二十一條、第二十二條第一號乃至第五號及第六號後段乃至第五號第三號乃至第五號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行ノ際ニ第二條ニ規定スル映畫ノ製作若ハ映畫ノ配給ノ業ヲ爲ス者又ハ其ノ業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ同條第一項ノ規定ニ拘ラズ引續キ其ノ業ヲ爲スコトヲ得

前項ノ者前項ノ期間内ニ第二條第一項ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ業トシテ第五條ノ規定ニ依ル當該種類ノ業務ニ從事スル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ同條ノ登録ヲ法施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ同條ノ登録ヲ

受ケズシテ引續キ業トシテ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也昭和十四年三月十八日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

第一條 本法ニ於テ著作権ニ關スル仲介業務ト稱スルハ著作物ノ出版、翻譯、興行、放送、映畫化、寫調其ノ他ノ方法ニ依ル利用ニ關スル契約ニ付著作権者ノ爲ニ代理又ハ媒介ヲ業トシテ爲スヲ謂フ

著作権ノ移轉ヲ受ケ他人ノ爲ニ一定ノ目的ニ從ヒ著作物ヲ管理スルノ行爲ヲ

業トシテ爲スハ之ヲ著作権ニ關スル仲介業務ト看做ス

前二項ノ著作物ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 著作権ニ關スル仲介業務ヲ爲サンドスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務ノ範圍及業務執行ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受ケタル者(以下仲介人ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ著

第七條 主務大臣ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ仲介人ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ帳簿書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ仲介人ノ業務又ハ財

作物使用料規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦

前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ要領ヲ公告ス

出版ヲ業トスル者ノ組織スル團體、興行ヲ業トスル者ノ組織スル團體其ノ他

命令ヲ以テ定ムル者ハ前項ノ要領ニ付見ヲ具申スルコトヲ得

主務大臣第一項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ公告ノ日ヨリ一月ヲ經過シタル後著作権審査會ニ諸問スペシ前項ノ規定ニ依リ意見ノ具申アリタルトキハ著作権審査會ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第四條 仲介人ハ義務ノ範圍又ハ業務執行ノ方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第五條 仲介人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書及會計報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第六條 主務大臣ハ何時ニテモ仲介人ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ帳簿書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ仲介人ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ業務及財產ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルドキハ業

移轉行ノ方法ノ變更ニ命シ其ノ他必要

第九條 仲介人本法若ハ本法ニ基キテ發

スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違

ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大

臣ハ第一條ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業

第十條 第二條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケ

ズシテ著作権ニ關スル仲介業務ヲ爲シ

外ノ著ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

ルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許

ヨハニス

二 第九條ノ規定ニ依ル業務ノ停止又

第三條 仲介人左ノ名號ノ一ニ該當ス

ルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業務ヲ執行方法ニ依ラ

ズシテ業務ヲ爲シタルトキ

二 第三條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ

シテ業務ヲ爲シタルトキ

三 第五條ノ規定ニ依ル業務報告書若

ハ會計報告書未提出ナシテハレバ此ノ記載ノ爲シタルトキ

四、第六條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ

五 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ
若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿書類
ヲ提出セザルトキ

〔國務大臣侯爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕
國務大臣(侯爵木戸幸一君) 只今議題ト

(國務大臣候爵木戸幸一君演壇ニ登ル) ○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 只今議題トナリマシタ映畫法案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、我が國ニ映畫方初メテ輸入サレマシテカラ、四十年ノ日時ヲ経過シテ居リマスガ、其ノ間映畫ノ普及發達ハ誠ニ著シキモノガアリマシテ、國民娛樂トシテ最モ重要ナル地位ヲ占ムルニ至リ、マシタノミナラズ、最近ニ於キマシテハ教化、宣傳、報道等ノ方面ニ於テモ、次第ニ顯著ナル機能ヲ發揮シ、更ニ進ンデ國民藝術トシテ新タル分野ヲ開拓セムトスル機運ニアルノデアリマシテ、映畫ノ有スル國家的任務ハ愈、重大トナッテ來タノデアリマス、然ルニ從來我國ノ映畫ニ付スル政策ハ、遺憾ナガラ概々消極的範囲ヲ出デナイ、有様デアリマシテ、之ヲ積極的に利用、助長スル方策ニ缺ケテ居リマシタ爲、我國ノ映畫事業ニハ、其ノ製作、配給、上映ノ各部門ニ亘ツテ幾多改善ヲ要スベキモノガアリマスルシ、又映畫ノ内容ニ付キマシテ、相當考慮ヲ要スベキモノガ少クナイ状況デアリマシテ、映畫ヲ通ジ國民文化ノ進展ヲ期スルガ爲ニハ、速力ニ是等ノ點ニ付テ適切ナル方策ヲ講ズルコトヲ必要トスル次第デアリマス、斯様ナ實情ニ鑑ミ、既ニ數年前ヨリ屢々各方面カラ政府ニ對シ、急速ニ映畫國策ヲ樹立實行スベキヨトヲ要望セラレ、又貴衆兩院ニ於キマシテモ、其ノ趣旨ノ建議、請願等ガアッタノデアリマシテ、内務省ニ於キマシテハ、豫テヨリ文部省、厚生省ト協議ヲ重ねマジタ結果、茲ニ本案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマス、本案ノ内容中主ナル事項ヲ申上ゲマスレバ、先づ映畫製作業及映畫配給業ノ濫立ヲ防止シ、其ノ内容ノ充實ヲ圖ル爲、之ヲ許可事業ト從事者ノ登録制度ヲ實施シ、危害豫防、衛生教育、其ノ他公益保護ノ必要ヨリ、映畫製作又ハ上映ニ付制限ヲ爲シ、國民文化ノ向上ニ資スル映畫ノ出現ヲ促ス爲、選奨ノ制度ヲ設ケ、外國映畫ノ及ス影響ヲ是正スル爲、其ノ配給並ニ上映ニ付制限ヲ爲シ、國民教育又ハ啓發宣傳ノ目的ヲ達スル爲、映畫ノ上映ヲ命ジ、公益上ノ必要ニ依リ映畫製作數量ノ制限、映畫配給ノ調整等ニ關する必耍ナル命令ヲ發シ得ルコトトシ、又本法施行ニ關スル重要事項ニ關スル諮問機關トシテ、映畫委員會ヲ設置スルコト致シマスル等、映畫ノ質的向上ヲ促シ、映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖リ、以テ國民文化ノ進展ニ資スル爲、必要ト認ヌラレマスル事項ヲ規定致シタノデアリマスガ、尙詳細ノ點ニ關シマシテハ、委員會ニ於テ御説明申上ゲタイト存ジマス、何卒十分御審議ノ上、本案ニ對シ速力ニ御協賛アラムコトヲ切望スル次第デアリマス、次ニ著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、文化ノ發達竝ニ普及ヲ期スル爲ニハ、著作者ノ權利ヲ尊重スルト共ニ、又著作物ノ利用ヲ圓滑ナラシメナケレバナラヌノデアリマスガ、從來我國ニ於キマシテハ、著作

者ノ権利ヲ尊重スルノ觀念ハ未だ尙十分ナラズ、又海外ノ著作物ヲ利用スル上ニモ、地理的關係等ニ因リマシテ、政府ハ此ノ實情ニ鑑ミマシテ、著作物利用ニ關スル堅實ナル仲介機關ノ發達ヲ促シ、以テ著作者ノ利益ヲ擁護スルト共ニ、著作物利用ノ簡易化フ國ルノ必要アリト認メ、本案ヲ提出スルコトニ致シタ次第デアリマス、法案ノ趣旨ハ、著作權ニ關スル仲介業務ニ許可制度ヲ設ケ、其ノ業務ノ執行ニ對シ適正ナル監督ヲ加ヘムトスルニ在ルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ切望致シマス。

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ映畫法案外一件ハ、重要ナル法案デアリマシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認スルガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ十五名ト

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月十八日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

船舶建造融資補給及損失補償法案

船舶建造融資補給及損失補償法

第一條 政府ハ海運業ノ振興ヲ圖ル爲必

要アリト認ムルトキハ船舶建造資金ノ融通ヲ爲ス金融機關ニ對シ補給金ヲ支給シ且融通ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ支給スペキ補給ノ三分ノ二又ハ保險金額ノ五分ノ四

金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金

〔丸龜書記宣朗讀〕

映畫法案外一件特別委員

公爵岩倉 具榮君 侯爵德川 義親君

侯爵久我 通顯君 伯爵二荒 芳徳君

關屋貞三郎君 子爵野村 益三君

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第三、船舶建造融資補給及損失補償法案、日程第四、海運組合法案、日程第五、造船事業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ハ之ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、鹽野遞信大臣

船舶建造融資補給及損失補償法案

船舶建造融資補給及損失補償法

第一條 政府ハ第一條ノ契約ヲ爲サント

スルトキハ金融機關ヲシテ船舶建造資金ノ融通ニ付左ノ各號ニ依ラシムルコトヲ要ス

第一條 前條ノ取立ニ依リテ得タルノ年賦償還ニ依ルコト但シ其ノ期間内ニ於テ二年以内ノ据置期間ヲ定メ

第一條 第一順位ノ抵當權ヲ設定スルコト但シ船舶建造中ニ在リテハ之ニ代

船舶建造融資補給及損失補償法案

船舶建造融資補給及損失補償法

第一條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

第七條 第一條ノ契約ニ基キ政府ガ金融機關ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第八條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第九條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十條 金融機關ガ本法又ハ第一條ノ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ融通資金ノ全部若ハ一部ニ付補給ヲ爲サズ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ補給金若ハ補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二條 前條ノ契約ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ昭和十四年度以降十年度間トス

第三條 第一條ノ船舶建造資金及金融機關ノ範圍、補給金支給ノ限度並ニ船舶建造資金ヲ受クルコトヲ得ベキ者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ハ第一條ノ契約ヲ爲サント

スルトキハ金融機關ヲシテ船舶建造資金ノ融通ニ付左ノ各號ニ依ラシムルコトヲ要ス

第六條 金融機關ハ損失補償ヲ受ケタル後ト雖モ其ノ債權ヲ保有シ且之ヲ取立ツルコトヲ要ス

第六條 金融機關ハ前項ノ取立ニ依リテ得タル金額ヨリ債權行使ノ爲要シタル費用ヲ控除シ其ノ債額ノ百分ノ七十二相當スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

第七條 第一條ノ契約ニ基キ政府ガ金融機關ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第八條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第九條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十條 金融機關ガ本法又ハ第一條ノ契約ニ違反シタルトキハ政府ハ融通資金ノ全部若ハ一部ニ付補給ヲ爲サズ、損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ補給金若ハ補償金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

十一 存立ノ期間又ハ解散ノ事由ヲ定

メタルトキハ其ノ期間又ハ事由

第十六條 海運組合ニハ理事及監事ヲ置
タベシ

ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

理事及監事ノ選任及解任ハ政府ノ認可

理事ハ組合ノ業務ニ付組合ヲ代表ス

監事ハ組合ノ業務ヲ監査ス

理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ズ

組合ト理事ト利益相反スル事項ニ付テ

ハ監事組合ヲ代表ス

理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行

フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ニルコトヲ

得ズ

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定

ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

ヲ經ベシ

一 定款ノ變更
二 改支豫算及經費ノ分賦收入方法
三 業務報告及收支決算ノ承認
四 第二十條第一項ノ規程ノ制定及變
更

五 海運組合聯合會ノ設立、加入及脫
退

六 解散

前項第一號、第四號及第六號ニ掲グル
事項ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非

ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十八條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ
議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依
リ一人ニ付二個以上ノ議決權ヲ有セシ
ムルコトヲ得

第十九條 總會ノ議決ハ定款ノ定ムル所
ニ依リ出席シタル組合員ノ議決權ノ過
半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第十七條第一

項第一號、第二號及第四號乃至第六號
ニ掲グル事項ノ議決ハ總組合員ノ半數
以上ニシテ議決權總數ノ半數以上ニ當
ル組合員出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二
以上ノ多數ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 海運組合ハ組合員間ニ於ケル
事業ノ統制ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ關
スル規程ヲ定ムベシ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ海運組
合ニ對シ前項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコ
トヲ得

第二十一條 海運業ノ經營ニ關スル弊害
ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ其ノ健全
ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルト
キハ政府ハ海運組合ニ對シ必要ナル事

業ヲ行フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 海運業ノ經營ニ關スル弊害
ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ其ノ健全
ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルト
キハ政府ハ海運組合ノ組合員ニ對シ又
ハ組合員及組合員ニ非ザルモ組合員タ
ル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ統
制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 政府ハ必要アリト認ムルト
キハ海運組合ニ對シ業務ニ關スル報告

ヲ爲サシメ、業務執行又ハ財產ノ狀況
ヲ検査シ、定款、收支豫算又ハ經費ノ
分賦收入方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督
上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲ス

コトヲ得

第二十四條 海運組合ノ事業ノ繼續ヲ因
難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ
法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シタ
ルトキ若ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞
アリト認ムルトキハ政府ハ左ノ處分ヲ
爲スコトヲ得

一 總會ノ決議ノ取消

二 役員ノ解任

三 事業ノ停止

四 解散

第二十五條 海運組合ハ左ノ事由ニ因リ
テ解散ス

一 存立ノ期間ノ満了其ノ他定款ニ定
メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 破産

四 政府ノ解散命令

第二十六條 海運組合ハ其ノ共同ノ目的
ヲ達スル爲海運組合聯合會ヲ設立スル
コトヲ得

海運組合聯合會ハ他ノ海運組合聯合會

又ハ海運組合ト其ノ共同ノ目的ヲ達ス
ル爲更ニ海運組合聯合會ヲ設立スルコ
トヲ得

第二十九條 第四條、第五條、第九條第
一項及第十條乃至第二十五條ノ規定ハ
海運組合聯合會ニ付之ヲ準用ス

第三十條 海運組合及海運組合聯合會ハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコト
ヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登

記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十一條 海運組合及海運組合聯合會ノ清算ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 海運組合及海運組合聯合會ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

第三十三條 民法第五十一條第二項、第

五十二條第二項、第五十四條、第五十

五條、第五十九條第三號第四號、第六

十條乃至第六十四條及第六十六條ノ規

定ハ海運組合及海運組合聯合會ニ付之ヲ準用ス但シ民法第六十二條中五日トアルハ之ヲ十日トス

第三十四條 第二十二條ノ規定ニ依ル政

府ノ命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

海運業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十五條 前條ノ罰則ハ海運業者方法人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 海運組合又ハ海運組合聯合會ノ理事、監事又ハ清算人其ノ職務ニ

關シ賄賂ヲ收受シ要求シ又ハ約束シタ

ルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サ

ザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追

本條ノ罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

第三十七條 前條第一項ニ掲タル者ニ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ海運組合又ハ海運組合聯合會ノ理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ

爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二 本法ニ依リ政府ノ徵スル報告ヲ爲

サズ又ハ検査ヲ拒ミ其ノ他政府ノ命

令又ハ處分ニ從ハザルトキ

三 本法ニ依ル總會ノ招集ヲ怠リタルトキ

四 本法ニ依リ備置クベキ書類ヲ備置

第三十九條 第三十條及第三十一條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ於テハ之ニ違

反シタル者ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

ル規定ヲ設ケルコトヲ得

第四十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ

付之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登錄稅法第十九條第七號中「又ハ肥料製造業組合」ノ上ニ「海運組合、海運組合聯合會ヲ、「又ハ重要肥料業統制法」ノ上

ニ「、海運組合法」ヲ加フ

造船事業法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月十八日
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

造船事業法案

造船事業法

第一條 本法ニ於造船事業トハ命令ノ定ムル設備ヲ備フル者ノ爲ス船舶ノ製

造又ハ修繕ノ事業ヲ謂フ

前項ノ事業ヲ營ム者ノ爲ス船體、船舶用機器若ハ機器品又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ノ製造又ハ修繕ハ之ヲ其ノ事業

ノ一部ト看做ス

第二條 造船事業ヲ營マントスル者ハ政

府ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベ

カザルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スペキ事項ヲ記載セザルトキ

第六條 造船事業ハ土地收用法第二條ノ

土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

社員ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタル會社以下造船會社ト稱スハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

造船會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第二條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 造船會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

造船會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六條 造船事業ハ土地收用法第二條ノ

第七條 造船會社ハ其ノ事業ニ屬スル設

備ノ償却ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ

依リ每決算期ノ利益ノ一部ヲ積立ツベ

シ

第八條 株式會社タル造船會社ハ政府ノ

認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費

用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超

エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債

ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超

ニルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存ス

ル純財產額ガ拂込ミタル株金額ニ満タ

ザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付

テハ其ノ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ

之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ拂込ノ

期日、若シ數回ニ分チテ拂込ヲ爲サン

ムルトキハ第一回拂込ノ期日ヨリ六月

以内ニ舊社債ヲ償還スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付

テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬

スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ

特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要

ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 造船會社本邦ニ於テ未ダ製造セ

ラレタルコトガキ船體、船舶用機關若

ハ艤裝品又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ノ

製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ

定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之

ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十條 政府ハ造船會社ニ對シ命令ノ定

ムル所ニ依リ船體、船舶用機關若ハ艤

裝品又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ニハ本

邦ニ於テ製造セラレタル物ヲ使用スベ

キコトヲ命ズルコトヲ得

第十一條 政府ハ造船事業ノ維持ヲ圖ル

爲必要アリト認ムルトキハ船舶ノ製造

ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ

豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付スル

コトヲ得

最終於貸借對照表ニ依リ會社ニ現存ス

ル純財產額ガ拂込ミタル株金額ニ満タ

ザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付

テハ其ノ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ

之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ拂込ノ

期日、若シ數回ニ分チテ拂込ヲ爲サン

ムルトキハ第一回拂込ノ期日ヨリ六月

以内ニ舊社債ヲ償還スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付

テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬

スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ

特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要

ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 造船會社本邦ニ於テ未ダ製造セ

ラレタルコトガキ船體、船舶用機關若

ハ艤裝品又ハ其ノ部分品若ハ附屬品ノ

製造ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ

定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ之

ニ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十條 政府ハ造船會社ニ對シ命令ノ定

ルトキハ造船會社ニ對シ左ノ各號ニ掲

グル事項ヲ命ズルコトヲ得

二 政府ノ指定スル船舶、船體、船舶

八附屬品ノ製造又ハ修繕

三 船舶ノ關スル特殊事項ノ研究又ハ

特殊設備ノ施設

四 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目

的ヲ達スルニ必要ナル事業

及調查

第五條 造船組合ヲ設立セントスルト

キハ豫メ地圖ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ

組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ三分

ノニ以上ヲ以テ創立總會ヲ開キ定款其

ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ

政府ノ認可ヲ受クベシ

組合ノ設立ニ付組合員タルベキ資格ヲ

有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル

コト能ハザル場合ト雖モ特別ノ事由ア

ルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ

開クコトヲ得

造船組合ハ第一項ノ認可アリタル時成

立ス

第六條 造船組合ハ法人トス

第七條 造船組合ヲ設立スルコトヲ得

造船組合ハ法人トス

第八條 造船組合ハ左ノ事業ヲ行フコ

トヲ得

第九條 政府ハ公益上必要アリト認ム

二 組合員間ニ於ケル事業ノ統制

三 組合員ノ事業ニ關スル指導、研究

四 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目

的ヲ達スルニ必要ナル事業

及調查

第五條 造船組合ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業

ヲ行フコトヲ得ズ

第六條 造船組合ハ定款ノ定ムル所ニ

依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ過

怠金ヲ課スルコトヲ得

第七條 造船組合ヲ設立セントスルト

キハ豫メ地圖ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ

組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ三分

ノニ以上ヲ以テ創立總會ヲ開キ定款其

ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ

政府ノ認可ヲ受クベシ

組合ノ設立ニ付組合員タルベキ資格ヲ

有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ル

コト能ハザル場合ト雖モ特別ノ事由ア

ルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ

開クコトヲ得

造船組合ハ第一項ノ認可アリタル時成

立ス

第八條 造船組合ハ左ノ事業ヲ行フコ

トヲ得

第九條 政府ハ公益上必要アリト認ム

第十條 政府ハ造船組合ハ右ノ事務所ノ所在地

第十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第二十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第三十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第四十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第五十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第六十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第七十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第八十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第九十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百二十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十一條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十二條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十三條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十四條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十五條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十六條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十七條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十八條 造船組合ノ事務所ノ所在地

第一百三十九條 造船組合ノ事務所ノ所在地

- 七 役員ニ關スル規定
八 專業ノ執行ニ關スル規定
九 會議ニ關スル規定
十 組合員ノ出資及責任ニ關スル規定
十一 組合員ノ權利義務及經費ノ分擔
ニ關スル規定
十二 會計及財產ニ關スル規定
十三 存立ノ期間又ハ解散ノ事由ヲ定
ヌタルトキハ其ノ期間又ハ事由
第二十二條 造船組合ニハ理事及監事ヲ
置クベシ
理事ハ組合ノ業務ニ付組合ヲ代表ス
監事ハ組合ノ業務ヲ監査ス
理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ズ
組合ト理事ト利益相反スル事項ニ付テ
ハ監事組合ヲ代表ス
理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行
フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ
得ズ
理事ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ政府ハ
假理事ヲ選任シ理事ノ職務ヲ行ハシム
ルコトヲ得
第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定
ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得
第二十三條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議
決ヲ經ベシ
一定款ノ變更
二 収支豫算及經費ノ分賦收入方法
三 業務報告及收入決算ノ承認
四 第二十八條第一項ノ規程ノ制定及

五 造船組合聯合會ノ設立、加入及脫退

六 役員ノ選任及解任

七 合併及解散

前項第一號、第四號、第六號及第七號ニ掲タル事項ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十四條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十五條 總會ノ議決ハ定款ノ定ムル所ニ依リ出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ第二十三條第一項第一號、第二號、第四號、第五號及第七號ニ掲タル事項ノ議決ハ總組合員ノ半數以上ニシテ議決權總數ノ半數以上ニ當ル組合員出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十六條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スペシ

組合員ノ有スペキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得

第二十七條 組合員ノ責任ハ第十九條ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

造船組合ハ定款ニ依リ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合

ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資ノ外一
ル事業ノ統制ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ
關スル規程ヲ定ムベシ
政府ハ必要アリト認ムルトキハ造船組
合ニ對シ前項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコ
トヲ得

第二十九條 造船事業ノ健全ナル發達ヲ
圖ル爲必要アリト認ムルトキハ政府ハ
造船組合ニ對シ必要ナル事業ヲ行フベ
キコトヲ命ズルコトヲ得

第三十條 造船事業ノ健全ナル發達ヲ圖
ル爲必要アリト認ムルトキハ政府ハ造
船組合ノ組合員ニ對シ其ノ組合ノ統制
ニ從フベキコトヲ命ジ又ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ組合員ニ非ズシテ組合員タ
ル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組
合員タラシムルコトヲ得

第三十一條 政府ハ必要アリト認ムルト
キハ造船組合ニ對シ定款、收支豫算又
法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シタ
ルトキ若ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞
アリト認ムルトキハ政府ハ左ノ處分ヲ
爲スコトヲ得

第三十二條 造船組合ノ事業ノ繼續ヲ困
難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ
法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シタ
ルトキ若ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞
アリト認ムルトキハ政府ハ左ノ處分ヲ
爲スコトヲ得

第三十三條 造船組合ハ左ノ事由ニ因リ
テ解散ス

一 存立ノ期間ノ満了其ノ他定款ニ定
メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 合併

四 破産

五 政府ノ解散命令

第三十四條 造船組合ハ其ノ共同ノ目的
ヲ達スル爲造船組合聯合會ヲ設立スルコ
トヲ得

造船組合聯合會ハ他ノ造船組合聯合會
又ハ造船組合ト其ノ共同ノ目的ヲ達ス
ル爲更ニ造船組合聯合會ヲ設立スルコ
トヲ得

造船組合聯合會ハ法人トス

第三十五條 造船組合聯合會ヲ設立セン
トスルトキハ會員タルベキ資格ヲ有ス
ル組合又ハ聯合會ノ中會員タントス
ル者ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ
創立委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル
事項ヲ定メ役員ヲ選任シ政府ノ認可ヲ
受クベシ

第三十六條 第十八條、第十九條、第二
十條第三項、第二十一條乃至第三十三
條ノ規定ハ造船組合聯合會ニ付之ヲ準
用ス

第三十七條 造船組合及造船組合聯合會

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコ

前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗ズルコトヲ得ズ

第三十八條 造船組合及造船組合聯合會ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

第三十九條 民法第五十一条第二項、第五十二條第一項、第五十四條、第五十五条、第五十九條第三號第四號、第六十條、第六十四條及第六十六條ノ規定ハ造船組合及造船組合聯合會ニ付之ヲ準用ス

第四十条 本法ニ規定スルモノノ外造船組合及造船組合聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 政府ハ造船會社、造船組合又ハ造船組合聯合會ヲシテ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十二條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ船舶、船舶用機器又ハ儀裝品ノ製造又ハ修繕ヲ爲ス事業ニシテ第一條ノ造船事業ニ屬セザルモノニ付之ヲ準用ス

第四十三條 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ造船事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 造船會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條第一項ノ規定ニ違反シ事業ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ本邦ニ於テ製造セラレタルニ非ザル物ヲ使用シタルトキ

三 第十二條第二項ノ規定ニ違反シ規格ニ適合セザルモノヲ製造シ又ハ船舶ニ使用シタルトキ

四 第十四條又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

五 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ結合ニ從ハザルトキ

第六十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第六十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第七十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

第八十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ五年以下ノ罰金ニ處ス

キハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 造船組合又ハ造船組合聯合會ノ理事、監事又ハ清算人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

本條ノ罪ハ刑法第四條ノ例ニ從フ

第四十九條 前條第一項ニ掲タル者ニ罰金ニ處ス

シ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十條 造船會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

第五十一條 左ノ場合ニ於テハ造船組合

ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第五十二條 第三十七條及第四十條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ於テハ之ニ違反シタル者ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

ル規定ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ第五十條乃至前條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第五十四條 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第三條中有限會社ニ關スル規定ハ有限會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ造船事業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ

ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第五十五條 第八條ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シ又ハ造船組合聯合會ノ理事又ハ監事ニ處ス

五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十六條 第八條ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シ又ハ舊社債ノ償還ヲ爲サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十七條 第八條ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シ又ハ舊社債ノ償還ヲ爲サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十八條 第八條ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シ又ハ舊社債ノ償還ヲ爲サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十九條 第八條ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シ又ハ舊社債ノ償還ヲ爲サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二 本法ニ依リ政府ノ徵スル報告ヲ爲サズ又ハ本法ニ依ル政府ノ命令若ハ

處分ニ從ハザルトキ

三 本法ニ依ル總會ノ招集ヲ怠リタルトキ

四 本法ニ依リ備置クベキ書類ヲ備置カザルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スベ

會」ヲ、「貿易組合法」ノ下ニ「造船事業法」ヲ加フ

〔國務大臣鹽野季彦君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(鹽野季彦君) 只今議題トナリ
マシタ船舶建造融資補給及損失補償法案、
海運組合法案及造船事業法案ニ付提案ノ

理由ヲ御説明申上ゲマス、我ガ國海運並
ニ造船事業方經濟上ニ於キマシテモ、將又
國防上ニ於キマシテモ、極メテ重要ナル使
命ヲ有シ、其ノ消長ガ國運ノ隆替ニ至大ノ
關係ヲ有スルコトハ、茲ニ申上グル迄モナ
イ所デアリマス、政府ハ夙ニ此ノ點ニ留意
致シマシテ、之ガ振興ニ努メ來タノデアリ
マスガ、幸ニシテ斯業ハ逐年著シキ進歩發
達ヲ遂ゲ、今ヤ我ガ國ハ名實共ニ世界ニ於
ケル有數ノ海運國タル地位ヲ確立致シテ居
ル次第デアリマス、然ルニ今次事變ニ伴フ
内外諸情勢ノ推移ニ鑑ミマスル時ハ、我ガ國
運ノ進展ニ順應シテ、更ニ益、斯業ノ充實強
化ヲ圖ルノ緊要ナルヲ痛感スルノデアリマ
ス、即チ速カニ優秀ニシテ低廉ナル船舶ノ
建造ヲ促進シテ、我ガ航權ノ伸張ヲ圖ラシ
ムルト共ニ、海上交通運輸ヲ適正ニ調整シ、
諸般ノ產業政策遂行上遺憾ナキヲ期セシム
共ニ、海運業者ヲシテ鞏固ニシテ規律アル
組合機構ヲ整備セシメ、事變下ニ於ケル業
界ノ指導並ニ統制ニ協力セシムルト共ニ、
更ニ其ノ團結力ニ依リ潤達ナル對外發展ヲ

遂ゲシムルヤウ努メシメ、他面ニハ造船事
業ニ付キマシテ適切ナル保護監督ヲ加ヘテ、
優秀ナル經濟船ヲ低廉ニ供給セシムルヤウ
指導スルコトハ、極メテ緊要デアルト思料
セラル、ノデアリマス、仍テ是等ノ方策ノ

實現ヲ期スル爲、茲ニ是等ノ三法案ヲ提出
シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速力
ニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス
○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ
船舶建造融資補給及損失補償法案外二件
ハ、是亦重要な法案デアリマスルガ故ニ、
此ノ特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ指名
ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 戶澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

橋本辰二郎君 岩田 田中造君

松岡 潤吉君 村田 省藏君

ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者ニ對シ
定ムル所ニ依リニ關スル
○米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ
勤令ノ定ムル所ニ依リニ關スル
為スコトヲ得

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六、米穀
配給統制法案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會、櫻内農林大臣

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月十八日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

米穀配給統制法案

ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者ニ對シ
定ムル所ニ依リニ關スル
○米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ
勤令ノ定ムル所ニ依リニ關スル
為スコトヲ得

橋本辰二郎君 岩田 田中造君

松岡 潤吉君 村田 省藏君

第一讀會、櫻内農林大臣

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

衆議院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

衆議院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長小山 松壽

衆議院議長小山 松壽

(小字及一ハ衆議院ノ修正ナリ)

之ヲ所有スルコトヲ得

第二十四條 政府ハ千五百萬圓ヲ限リ日本米穀株式會社ニ出資スペシ

前項ノ規定ニ依ル出資拂込金ハ米穀需給調節特別會計ノ歳出トシ該出資ニ因リ政府ノ取得シタル株式ハ同特別會計ノ所屬物件トス

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ

株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得 第二十五條 日本米穀株式會社ニ非ザルモノハ日本米穀株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得

第二十六條 日本米穀株式會社ニ役員トシテ理事長副理事長各一人、理事五人

以上及監事三人以上ヲ置ク

理事長ハ日本米穀株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本米穀株式會社ノ

業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十七條 理事長及副理事長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受タルモノトシ其ノ任期ヲ四

年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

日本米穀株式會社ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五箇年間日本米穀株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アサト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 理事長、副理事長及業務ヲ

分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受

ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 日本米穀株式會社ハ左ノ事

業ヲ營ムモノトス

一 米穀市場ノ開設

二 政府ノ委託ニ依ル米穀ノ買入又ハ賣渡

三 前二號ノ事業ニ附帶スル事業

四 其ノ他本會社ノ目的達成上必要ナル事業

日本米穀株式會社ハ前項ノ事業ノ外命令ノ定ムル所ニ依リ米穀市場ノ開設ニ

附帶シ麥、大豆其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲ賣買取引スル市場ヲ開設スルコトヲ得

日本米穀株式會社監理官ハ何時ニテモ監視セシム

日本米穀株式會社ノ金庫、帳簿及諸般

ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本米穀株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本米穀株式會社ニ

命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ

報告セシムルコトヲ得

四號又ハ第二項ノ事業ヲ營マントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

日本米穀株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ止スルコトヲ得ズ

第三十條 日本米穀株式會社ノ役員又ハ使用人ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ米穀市場ノ賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十一條 政府ハ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十三條 政府ハ日本米穀株式會社監理官ヲ置キ日本米穀株式會社ノ業務ヲ

ノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第三十四條 日本米穀株式會社ハ毎營業

年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ

日本米穀株式會社ノ每營業年度ニ於ケル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

日本米穀株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十四條 日本米穀株式會社ハ毎營業

年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ

日本米穀株式會社ノ每營業年度ニ於ケル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ

政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミ

タル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ

達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利

益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

日本米穀株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ

者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エスル

者ノ所有スル株式ノ

キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公
益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムル
トキハ決議ノ取消シ、役員ノ解任又ハ
事業ノ停止若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
第三十七條 米穀市場ニ類似ノ施設ヲ爲

シタル者ハ二年以下ノ徵役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

リ取引ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役
又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

反シタル者又ハ同條第二項ノ規定ニ違
反シ市場員トノ間ニ特別ノ利害關係ヲ

生ズルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタ
ル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其代理若ハ某介ノ業務ヲ行ニタレ者、

ハ行運者ノ媒介ノ業務ヲ行ヒタル者ハ
三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 之各款 二二 評官ノル者
ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ處分ニ違反シタル者

ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ
又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金

第四十三條

ノ委託ニ依ル米穀ノ買入若ハ賣渡ニ關スル職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第四十四條 前條第一項ニ掲タル者ニ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第四十五條 米穀市場ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛偽ノ風説ヲ流布シ、偽計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 米穀市場ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シタル者

二 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作成シ又ハ之ヲ頒布シタル者

第四十七條 米穀市場ニ依ラズシテ米穀
市場ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的ト
スル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲
役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑
法第百八十六條ノ規定ノ適用ヲ妨ガズ

第四十八條・米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行フ者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其

ノ他ノ從業者方其ノ業務ニ關シ第四十
條又ハ第四十一條ノ違反行爲ヲ爲シタ
ルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ

以テ其ノ處罰ヲ免カルルコトヲ得ズ

則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役

員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキ
ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營
業ニ關ノ成主者、同一ノ能力ヲ有スノ

業ニ關シ成年者十回ノ能力ヲ有スル
未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條 日本米穀株式會社ノ各號ノ
一ニ該當スルトキハ理事長又ハ理事長
ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ

五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事長又ハ
理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副理事長

又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二、第一十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ三、第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ

附
則

處分ニ違反シタルトキ
日本米穀株式會社ノ理事長、副理事長
又ハ理事第二十八條ノ規定ニ違反シタ
ルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス
第五十一條 第二十五條ノ規定ニ違反シ
タル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス
第五十二條 非訟事件手續法第二百六條
乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料
ニ之ヲ準用ス

遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

創立總會ニ於テハ第二十七條ノ規定ニ

準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本米穀株式會社理事長ニ

引渡スベシ

第五十五條 取引所法ハ米穀ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定施行前米穀ノ賣買取引ヲ爲ス取引所ニ於テ爲シタル米穀ノ賣買取引ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ其ノ取引ヲ結了スルコトヲ得

第一項ノ規定施行前米穀ニ關スル行爲ニシテ取引所法ノ罰則ヲ適用スベカリシモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十六條 日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ米穀ヲ賣買取引スル取引所又ハ正米市場開設者ガ本法公布ノ際現ニ所有スル土地、

建物其ノ他ノ設備ヲ其ノ申込ニ應ジ買取ルモノトス

日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ本法公布ノ際現ニ存スル米穀ヲ賣買取引スル取引所ノ使用者人及取引員ニシテ前條ノ規定施行ノ日迄引續キ其ノ業務ニ從事スルモノニ關シ必要ナル措置ヲ爲スモノトス

政府前二項ノ認可ヲ爲サントスルトキ

ハ米穀取引事業審議委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第五十七條 日本米穀株式會社前條第一項ニ規定スル買取ニ基ク不動產ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ

於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登錄稅法ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本米穀株式會社ニ對シ前條第一項ニ規定スル買取ニ基ク不動產ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第五十八條 第二十五條ノ規定施行ノ際現ニ日本米穀株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第五十九條 第一條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ本法公布ノ際現ニ同條ノ許可ヲ受クベキ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行タル者ト看做ス

第六十條 取引所稅法中第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

日本米穀株式會社ノ

ハ米穀取引事業審議委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 日本米穀株式會社前條第一項ニ規定スル買取ニ基ク不動產ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ

於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登錄稅法ニ依リ算出

シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

ノ千分ノ三トス但シ登錄稅法ニ依リ算出

シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル賣買取引ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル賣買取引ニ付キマシテハ最善ノ努力ヲ拂ヒ、又米價ノ権利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ除クノ外日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ヲ取引所、其ノ市場員ヲ取引員ト看做シ本法中取引稅ニ關スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ第五條第一項ニ規定ニ拘ラス賣買各約定金高額ヲ適用シ本法中取引稅ニ關スル規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

米穀配給統制法第十六條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

米穀配給統制法第十六條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ第一項ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ第十七條ノ二ノ例ニ依ル

（國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル）

○國務大臣（櫻内幸雄君）只今議題トナリマシタ米穀配給統制法案ニ付テ、提出理由ヲ御説明致シマスハ申上グル迄モナク米ハ我ガ國民ノ主要食糧デアリマジテ、此ノ米穀ノ生産及供給ヲ確保シ、且其ノ價格ノ適正ヲ期シマスコトハ最モ必要ナルコトデアリマスガ、特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ、長期持久ノ事變下ニ於テ、國民ヲシテ主要食糧ニシマシテハ、米穀需給ノ圓滑、價格ノ適正ヲ圖ル上ニ於テ、米穀配給統制ノ必要アリ居ルノデアリマスガ、殊ニ配給ノ問題ニ關シマシテハ、米穀需給ノ圓滑、價格ノ適正ト認ムルノデアリマス、即テ平戰時ヲ通ジ、特ニ戰時經濟下ニ於テ、米穀ノ需給ノ調整及價格政策ノ萬全ヲ期シ、一朝米穀事情ノ急激ナル變動ニ際會致シマシタ場合ニ於テモ、國民生活ニ脅威ヲ與フルガ如キコトノ絕對ニナキヤウ、豫メ十分ナル整備ヲ致シテ置クコトノ必要ヲ痛感スルノデアリマス、然ルニ現在ノ米穀取引事情ヲ見マスルニ、

配給機構ニ遺憾ノ點ガ少クナイノデアリマシテ、殊ニ現在ノ米穀取引所ニ於キマシテハ、極メテ自由ナル投機取引ヲ行ヒツ、アリマス關係上、米穀事情其ノ他經濟事情ノ變化ニ依リマシテハ、假需要ノ誘發、價格ノ激動等、米穀ノ圓滑ナル配給、適正ナル價格ノ維持ニ重大ナル支障ヲ來シ、米穀政策ノ徹底ヲ期シ難キ事態ノ生ズル虞ナシトシナインデアリマス、依ッテ以上ノ事情ヲ綜合シテ考ヘマスル時、此ノ際速カニ取引機構ノ改革ヲ致シマシテ、投機取引ヲ抑制シ、實需ニ基ク正米取引ヲ原則トスル機構ニ改メルト共ニ、是ト竝行シテ米穀ノ取扱ヲ爲ス者ノ許可制度ヲ實施スル等、米穀配給機構ニ必要ナル體制ヲ整ヘルコトガ焦眉ノ急務ト存ズルノデアリマス、即チ右ノ趣旨ニ基キマシテ、此ノ度本法案ヲ制定致シマシタ次第デアリマスガ、今本案ノ主ナル内容ニ付テ申上げマスレバ、第一ハ米穀ノ靈給ヲ統合シ、之ガ適正ナル價格ヲ構成スル爲ニ、從來ノ米穀取引所ヲ廢止シ、新タニ日本米穀株式會社ヲ設立シ、全國必要ナル場所ニ正米取引ヲ主トスル市場ヲ開設セシメ、一定ノ規準ノ下ニ取引ヲ爲サシムルコトデアリマス、第二ハ米穀ノ取扱業者ノ安定ヲ圖リ、且必要アル場合ニ於テ、米穀ノ取扱業者ニ對シ賣買讓渡使用等ニ關シ、米穀ノ配給ニ協力セシムル爲、新タニ是等ノ者ニ對シ許可制ヲ設クルコトデアリマス、第三ハ、政府ハ必要アル場合ニ於テ、米穀ノ取扱業者ニ對シ賣買讓渡使用等ニ關シ、米穀ノ配給ニ協力セシムル爲、新タニ是等ノ者ニ對シ許可制ヲ設クルコトデアリマス、第三ハ、

シタノデアリマス、以上ハ本法案提出理由
ノ概略デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御
協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長（伯爵松平輝壽君）質疑ノ通告ガゴ
ザイマス、御許シ致シマス、子爵大河内輝
耕君

○子爵大河内輝耕君 最初ノハ簡単デゴザ
イマスカラ、此ノ席カラ申上ゲマス

○議長（伯爵松平輝壽君）宜シウゴザイマ

○子爵大河内輝耕君　此ノ年度ニ於キマシテ、農林省ニ於テハ米穀ノ増産ヲ圖ラル、ト云フコトニ承ッテ居リマスガ、ソレハドウ云フ御計畫デゴザイマセウカ、大體デ宜ジテ簡單ニ御説明ヲ願ヒタイ

○國務大臣（櫻内幸雄君）御答へ致シマス、本年度増産計畫ハ内地ニ於キマシテ四百萬石増産致シタイト思ヒマス、朝鮮ニ於テハ從來七十萬石ノ増産ヲ御願ヒシテ居ルノデアリマスガ、更ニ五十萬石ヲ追加致シテ増産ヲシテ戴キタイト思ッテ居リマス、臺灣ニハ既定計畫ノ以外、此ノ度更ニ五十萬石増産ヲシテ戴キタイト、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス

○子爵大河内輝耕君演壇（登ル）
御答ニ依リマスルト云フト、増産計畫ヲザ
レルト云フコトデアリマス、是ハ今日ノ時
局ニ取ツテ當然ノ政策ト存ジマス、唯私ガ不

卷之三

思議ニ堪ヘナイノハ、或地方ニ於キマシテ
之ニ反對スル政策ガ執ラレツ、アルコト、

農民ノ收入ガ減レバ、外ノ條件ガ同ジダト
スノビタニ必ズ減產ガ來レコト、當然、ノ

レデ増産ヲサセヨウトスレバ壓力ヲ加ヘル

コトナル、ドウモサウ云フ建前ニナラウト思フ、此ノ點ハ外ノ委員會ニ於キマシ

テ……私ハ特ニ此處デ申上タイノハ、下ウカ

此ノ問題ハ此ノ議場デ質問ヲスルノモ時ヲ得マセヌ、外ニ委員會モ開會中ノコトデア

リマスカラ、ドウカ此ノ増産トフ關係ニ付
ニテノニ一个我ニシテ内尋ニ行クノ事也

キマシテ十分我々が納得が行ケキウニ御審査ヲ願ヒタイト此處デ希望致シマス

次ニ伺ヒタイコトハ取引所ノ關係、取引所ガ之方爲ニ非常ナ損害ヲ受テヤソナリカ

ト云フコドヲ憂ヒラレテ、ソレデ段々實際

ノ状況ヲ見マスト云フト、是ガドウ云フコ
トニナリマスルカ、取引所ハ之ニ依ツテ采
ヨル

ヲ取扱フコトガ出來ナイ所モ出來ルシ、又

解説モシナケレバナテヌコトモアルソレニ對スル賠償金ガ取レナイド云フコトニナ

リマス、サウ云フコトニナリマスト、餘程

是ノモロコト打撲シテ莫クニヤル思ヒテノカ
其ノ點如何デアリマセウカ、或ハ取引所ノ

資産ノ状態ナドデ十分ニ少クモ假令帳簿

スルコトガ出來ルト云フヤウナコトデア

レバ、今度新シイ會社ニ對シテ優先ノ拂込ヲスルコトガ出來ル 権利ヲ持ツテ居リマ

スノデスカラ、餘程損失ヲ輕減サレヨウ、
或ハ場合ニ依ツテ損失ナシニ濟ムヤウナ場

官報號外

昭和十四年三月二十日 貴族院議事速記録第二十五號

米穀配給統制法案 第一讀會

マスカラ、之ヲ申上ゲタイト思ヒマス、東京ノ米穀取引所ノ拂込金ハ、十三年度ニ於テ五百三十七萬五千圓程アリマス、此ノ以外ニ負債勘定ト致シマシテハ、積立金其ノ他方多少ゴザイマス、併シナガラ其ノ資産ノ合計ハ帳簿價格ニ依リマスルト云フト、九百萬圓ヲ越シテ居リマス、其ノ中デ有價證券ガ二百八十餘萬圓、銀行信託預金等ガ約百五十萬圓、不動產ガ二百二十何萬圓、其ノ他ノ財產ガ二百四十六萬圓程アルコトニナツテ居リマス、デ是等ノ中、有價證券、銀行信託預金等ハ當然金トナルノデアリマスルガ故ニ、若シ整理セラレル場合ニ於テハ、是ハ直チニ株主ニ配當セラレルコト相成リマス、從ヒマシテ是等ノ金ハ直チニ今回ノ米穀會社ノ拂込金ニ代ハルコトモ出來ルノデアリマス、不動產ニ付キマシテハ、建物其ノ他ニ付キマシテハ、適正ナ價格ニ依リマシテ新會社ガ引受ケルコトニナルノデアリマシテ、其ノ價格ノ評定ハソレム各方面カラ出ラレタ委員會ノ決定ニ依ッテ公平ニ定メラレルノデアリマシテ、是亦相當ナ價格ニ相成ルト思ヒマス、從ヒマシテ此ノ取引所ガ非常ナ損害ヲ被ッテドウスウト云フ風ナ事態ハ起サナイト思ヒマス、現在市場ニアリマス此ノ會社ノ株券ノ、株式ノ市價ト雖モ、恐ラク是ハ下ルコトナクシテ、相當ナル市價以上ノ金ガ株主ニ分配サレルカ、若シクハ本會社ノ株券ガ分配サルコトト相成ルト考ヘテ居リマス、大阪ハ拂込資本金ガ四百七十五萬圓デアリマシテ、

ソレニ對シテ其ノ外ニ固ヨリ積立金、其ノ他ノ負債勘定ガアリマスガ、資產ノ方ハ不動產ガ三百五十八萬九千圓程アリマシテ、有價證券ガ百三十三萬圓、銀行信託預金ガ百六十八萬圓、其ノ他ガ百五十九萬圓程デアリマス、是亦相當ナル會社ノ內容デアリマシテ、少シモ私ハ不安ガナイノデアリマシテ、東京米穀取引所ト同ジヤウナ結果ニ相成ラウト考ヘマス、其ノ他各所ノ取引所ニ付テ見マシテモ、平素カラ政府監督ノ下ニアリマス結果ト致シマシテ、營業成績ノ十分デナイモノニ付キマシテモ、尙相當ナル財產ヲ所有シテ居リマシテ、是ガ本法案ハ、是ハ直チニ株主ニ非常ナル損害ヲ被ルトカト云フヤウナコトハ臺末モナイト、斯様ニ考ヘテ居リマス、恐ラク現在ノ株式市場ニ於ケル市價ヨリハ多少ナリトモ、多少ハ分リマセヌガ、多クナルノデハナカラソレカラ産業組合ガ市場員トナル結果、米穀取引所ガ不安ヲ懷イテ居ルヤウデアルガ、此ノ點ニ付テドウデアルカト云フ御質疑デアリマス、御承知ノ通り産業組合ノ販賣組合ハ、農村各個々ノ米ノ委託ヲ受ケテ市場ニ販賣スル任務ヲ持ッテ居ルノデアリマス、即チ一人々デ所有スル米ヲ賣ルコトヲ致サズシテ、各村ニ於テ有志ノ市價ト雖モ、恐ラク是ハ下ルコトナクシテ、相當ナル市價以上ノ金ガ株主ニ分配サルカ、若シクハ本會社ノ株券ガ分配サルコトト相成ルト考ヘテ居リマス、大阪ハ拂込資本金ガ四百七十五萬圓デアリマシテ、

ソレニ對シテ其ノ外ニ固ヨリ積立金、其ノ他ノ負債勘定ガアリマスガ、資產ノ方ハ不動產ガ三百五十八萬九千圓程アリマシテ、有價證券ガ百三十三萬圓、銀行信託預金ガ百六十八萬圓、其ノ他ガ百五十九萬圓程デアリマス、是亦相當ナル會社ノ內容デアリマシテ、少シモ私ハ不安ガナイノデアリマシテ、東京米穀取引所ト同ジヤウナ結果ニ相成ラウト考ヘマス、其ノ他各所ノ取引所ニ付テ見マシテモ、平素カラ政府監督ノ下ニアリマス結果ト致シマシテ、營業成績ノ十分デナイモノニ付キマシテモ、尙相當ナル財產ヲ所有シテ居リマシテ、是ガ本法案ハ、是ハ直チニ株主ニ非常ナル損害ヲ被ルトカト云フヤウナコトハ臺末モナイト、斯様ニ考ヘテ居リマス、恐ラク現在ノ株式市場ニ於ケル市價ヨリハ多少ナリトモ、多少ハ分リマセヌガ、多クナルノデハナカラソレカラ産業組合ガ市場員トナル結果、米穀取引所ガ不安ヲ懷イテ居ルヤウデアルガ、此ノ點ニ付テドウデアルカト云フ御質疑デアリマス、御承知ノ通り産業組合ノ販賣組合ハ、農村各個々ノ米ノ委託ヲ受ケテ市場ニ販賣スル任務ヲ持ッテ居ルノデアリマス、即チ一人々デ所有スル米ヲ賣ルコトヲ致サズシテ、各村ニ於テ有志ノ市價ト雖モ、恐ラク是ハ下ルコトナクシテ、相當ナル市價以上ノ金ガ株主ニ分配サルカ、若シクハ本會社ノ株券ガ分配サルコトト相成ルト考ヘテ居リマス、大阪ハ拂込資本金ガ四百七十五萬圓デアリマシテ、

ソレニ對シテ其ノ外ニ固ヨリ積立金、其ノ他ノ負債勘定ガアリマスガ、資產ノ方ハ不動產ガ三百五十八萬九千圓程アリマシテ、有價證券ガ百三十三萬圓、銀行信託預金ガ百六十八萬圓、其ノ他ガ百五十九萬圓程デアリマス、是亦相當ナル會社ノ內容デアリマシテ、少シモ私ハ不安ガナイノデアリマシテ、東京米穀取引所ト同ジヤウナ結果ニ相成ラウト考ヘマス、其ノ他各所ノ取引所ニ付テ見マシテモ、平素カラ政府監督ノ下ニアリマス結果ト致シマシテ、營業成績ノ十分デナイモノニ付キマシテモ、尙相當ナル財產ヲ所有シテ居リマシテ、是ガ本法案ハ、是ハ直チニ株主ニ非常ナル損害ヲ被ルトカト云フヤウナコトハ臺末モナイト、斯様ニ考ヘテ居リマス、恐ラク現在ノ株式市場ニ於ケル市價ヨリハ多少ナリトモ、多少ハ分リマセヌガ、多クナルノデハナカラソレカラ産業組合ガ市場員トナル結果、米穀取引所ガ不安ヲ懷イテ居ルヤウデアルガ、此ノ點ニ付テドウデアルカト云フ御質疑デアリマス、御承知ノ通り産業組合ノ販賣組合ハ、農村各個々ノ米ノ委託ヲ受ケテ市場ニ販賣スル任務ヲ持ッテ居ルノデアリマス、即チ一人々デ所有スル米ヲ賣ルコトヲ致サズシテ、各村ニ於テ有志ノ市價ト雖モ、恐ラク是ハ下ルコトナクシテ、相當ナル市價以上ノ金ガ株主ニ分配サルカ、若シクハ本會社ノ株券ガ分配サルコトト相成ルト考ヘテ居リマス、大阪ハ拂込資本金ガ四百七十五萬圓デアリマシテ、

ソレニ對シテ其ノ外ニ固ヨリ積立金、其ノ他ノ負債勘定ガアリマスガ、資產ノ方ハ不動產ガ三百五十八萬九千圓程アリマシテ、有價證券ガ百三十三萬圓、銀行信託預金ガ百六十八萬圓、其ノ他ガ百五十九萬圓程デアリマス、是亦相當ナル會社ノ內容デアリマシテ、少シモ私ハ不安ガナイノデアリマシテ、東京米穀取引所ト同ジヤウナ結果ニ相成ラウト考ヘマス、其ノ他各所ノ取引所ニ付テ見マシテモ、平素カラ政府監督ノ下ニアリマス結果ト致シマシテ、營業成績ノ十分デナイモノニ付キマシテモ、尙相當ナル財產ヲ所有シテ居リマシテ、是ガ本法案ハ、是ハ直チニ株主ニ非常ナル損害ヲ被ルトカト云フヤウナコトハ臺末モナイト、斯様ニ考ヘテ居リマス、恐ラク現在ノ株式市場ニ於ケル市價ヨリハ多少ナリトモ、多少ハ分リマセヌガ、多クナルノデハナカラソレカラ産業組合ガ市場員トナル結果、米穀取引所ガ不安ヲ懷イテ居ルヤウデアルガ、此ノ點ニ付テドウデアルカト云フ御質疑デアリマス、御承知ノ通り産業組合ノ販賣組合ハ、農村各個々ノ米ノ委託ヲ受ケテ市場ニ販賣スル任務ヲ持ッテ居ルノデアリマス、即チ一人々デ所有スル米ヲ賣ルコトヲ致サズシテ、各村ニ於テ有志ノ市價ト雖モ、恐ラク是ハ下ルコトナクシテ、相當ナル市價以上ノ金ガ株主ニ分配サルカ、若シクハ本會社ノ株券ガ分配サルコトト相成ルト考ヘテ居リマス、大阪ハ拂込資本金ガ四百七十五萬圓デアリマシテ、

ソレニ對シテ其ノ外ニ固ヨリ積立金、其ノ他ノ負債勘定ガアリマスガ、資產ノ方ハ不動產ガ三百五十八萬九千圓程アリマシテ、有價證券ガ百三十三萬圓、銀行信託預金ガ百六十八萬圓、其ノ他ガ百五十九萬圓程デアリマス、是亦相當ナル會社ノ內容デアリマシテ、少シモ私ハ不安ガナイノデアリマシテ、東京米穀取引所ト同ジヤウナ結果ニ相成ラウト考ヘマス、其ノ他各所ノ取引所ニ付テ見マシテモ、平素カラ政府監督ノ下ニアリマス結果ト致シマシテ、營業成績ノ十分デナイモノニ付キマシテモ、尙相當ナル財產ヲ所有シテ居リマシテ、是ガ本法案ハ、是ハ直チニ株主ニ非常ナル損害ヲ被ルトカト云フヤウナコトハ臺末モナイト、斯様ニ考ヘテ居リマス、恐ラク現在ノ株式市場ニ於ケル市價ヨリハ多少ナリトモ、多少ハ分リマセヌガ、多クナルノデハナカラソレカラ産業組合ガ市場員トナル結果、米穀取引所ガ不安ヲ懷イテ居ルヤウデアルガ、此ノ點ニ付テドウデアルカト云フ御質疑デアリマス、御承知ノ通り産業組合ノ販賣組合ハ、農村各個々ノ米ノ委託ヲ受ケテ市場ニ販賣スル任務ヲ持ッテ居ルノデアリマス、即チ一人々デ所有スル米ヲ賣ルコトヲ致サズシテ、各村ニ於テ有志ノ市價ト雖モ、恐ラク是ハ下ルコトナクシテ、相當ナル市價以上ノ金ガ株主ニ分配サルカ、若シクハ本會社ノ株券ガ分配サルコトト相成ルト考ヘテ居リマス、大阪ハ拂込資本金ガ四百七十五萬圓デアリマシテ、

コトニ付テハ私ハ多大ノ凝ヲ持シテ居ル、之ニ付キマジテハ何トカ善處サレル必要ガアリハシナイカ、勿論櫻内大臣ノ御方針ハ總親和ト云フコトヲ能ク承知シテ居ル、御在職中ハ變ナコトハナイダラウト云フコトハ考ヘテ居リマス、併シドンナ當局ガ又舞込ンデ來ナイトモ限ラス、サウ云フ場合ニ斯ウ云フ建前ニシテ置クコトニナレバ、結局米穀商ト云フ者ハジリノヽ地位ヲ失シテ來テ、無クナッテシマフ、私ハ何モ米穀商ノ保護ヲ言シテ居ル譯デハアリマセヌケレドモ、米穀商ト云フモノハ配給ノ一ツノ貯水池デアル、是ガアリマセヌケレバ圓満ナル配給ガ出来ナイ、直チニ生産者カラ直接ニ消費者ガ買ツラ宜イデヤナイカト云フ議論ガ能クアリマスケレドモ、是ハ矢張リ水道ニ貯水池ガ必要ナト同ジコトデアル、ドウシテモ貯水池ヲ安全ニシテ置キマセヌト洪水ニナツタリ、斷水ニナツタリ致シマス、官業ノ配給ガウマク行カナイハソレデアル、ドウシテモ立派ナ貯水池ガナケレバキケマセウ、宜シウゴザイマセウガ市場員ニ入ツテ居ルト云フコトニナリマスト云フト、ソコノ點ハ濫用スレバ、米穀商ナント云フ者ハ何モ立ツテ行カナイ、片方ハ特權ヲ持ツテ振廻シテ掛カル、稅モ何モナイ、一方ハ重イ稅モ背負ツテ居ル、稅ハ何處迄加重サレルカ分ラナイ、ソレヲ素手デ鬪ヘト言シテモ出來ル、モノデナイ、結局只今ノ

配給機關ト云フモノハ滅茶々々ニ壞サレルト云フコトニ最後ハナル、ドウモサウ言ハバカリデハゴザイマスマイ、色々ナコトモザライマセウ、ソレデ私ハ此處デ農林大臣、商工大臣ニ御質問ヲ致シタイ、寧ロ斯ウ云ファヤウナ場合ハ、斯ウ云フコトヲ言テ居人ガアル、産業組合ハ産業組合デ宜シイガ、米穀商ノ方ハ米穀商ノ方デ一ツノ組合ヲ作ツタラドウカ、サウシテ兩々手ヲ相携ヘテ公正ナリト信ズル所ノ價格ニ依シテ、産業組合ガ商業組合ニ譲渡シ、サウシテ其ノ商業組合ガ市場員ニナルナリ、或ハ問屋ニ賣ルナリシタナラバ、ソレデ兩方行キハシナイカ、一方ハ農民ノ保護ニナリ、一方ハ商人ノ保護ニナル、サウジテ無論總親和テ行ク、又萬一對立シタヤウナ場合モ何方モ、兩方トモ團結デスカラ、片方が壓迫ヲ受ケルト云フコトハナイ、特權モ兩方同ジヤウニシテ置イタラ宜イト云フヤウナコトヲ言ハレテ居ル御方モアル、兎ニ角此ノ問題ニ付キマシテハ、事極メテ慎重ナ調査ヲ要スルノデゴザイマスカラ、何等カ御解決ノ途ガナケレバナルマイト思フ、此ノ點ニ付キマシテ農林大臣ト商工大臣ニ、ドウ云フ風ナ善後策ヲ執ラル、カ御意見ヲ伺ヒタイ

マジテ色々ナ議論モ立タウト考ヘマス、併シ今御話ノ如ク販賣組合ガ市場員ニナリマジシテモ、ソレハ普通ノ市場員トハ異リマジテ、販賣組合ノ市場員ハ賣リ一方デアッテ、買フコトハ市場ニ於テ出來ナイノデアリマス、即チ特別ナル取扱ヲ致シテ居ルノデアリマス、又米穀小賣商組合、商業組合、斯ウ云フ方々ガ市場員ニナラレマシタ場合ニハ是ハ買ヒ一方デアリマス、即チ消費者ノ方ニ直接當ル方ハ買ヒ一方、生産者カラ持出ス方ハ賣リ一方デアリマス、而シテ米穀取扱業者ハ其ノ間ニ於テ賣ルコトモ買フコトモ自由ニ操作ガ出來ルノデアリマス、デ一見致シマスレバ茲ニ大キナ生産者ガアッテ市場ヘ持ツテ來ル、又買フ方ハ聯合シテ買フ、此ノ一ツダケデ宜イデヤナイカト云フ議論モ相當起ルノデアリマス、併シナガラ實際問題トシテハ是ハ單純ニハ參リマセヌ、如何ナル場合ニ於テモ仲介ト云フモノガ成立ツノデアリマス、ドウ云フ商賣、ドウ云フ工業、ドウ云フ事業ニ於キマシテモ中間ノ商人ガアリマシテ、調節スル役目ヲ勤メテ居ルモノデアリマス、即チ賣手ト買手トノ間ニ立ツテ、而モ從來全國ノ移動米ノ七割モ八割モ取扱ツテ居タ米穀取扱業者ガ、今迄ノ消化機構即チ米ヲ集メル機構等ニ連絡關係、之ヲ利用致シマシテ、サウシテ自分デモ米ヲ集メル力ヲ持ツテ居リ、又自分モ米ヲ賣捌ク力ヲ持ツテ居ル、而シテ販賣組合、商業組合、其ノ間ニ立チマシテ市場ノ調節ヲ圖ルト云フコトニ相成リマスルノデ、私

ハ茲ニ此ノ三ツガ抱合シテ、眞ニ立派ナ市場
ガ成立ツモノト考ヘルノデアリマス、今最後
ニ御話ノ、米穀取扱業者ガ商業組合ヲ拵ヘ
テ之ニ加入シタラ一番宜イデハナイカト云
フ御話デアリマスガ、誠ニ御尤デアリマ
ス、恐ラクサウ云フコトモ起ルデアリマセ
ウ、今日卸賣商同業組合トカ、色々ナ組合ガ
出來テ居リマス、斯ウ云フ組合ノ人ガ、卸賣
業者ノ組合ヲ拵ヘテ加入スルト云フコトモ
有リ得ルト思ヒマス、要スルニ賣買トバ
カリデハ、世ノ中ノコトハナカヽ成立タ
ヌモノニアリマシテ、其ノ中ニ仲介ヲ爲ス
ノガ即チ商人ノ本務デアリマシテ、此ノ三
ツノモノヲ纏メテ相互ニ協力シ調和ヲシテ、
市場ノ發展ヲ致シ、以テ此ノ米穀政策ニ協
力ヲ煩ハシタイト思フノガ本案ノ趣旨デゴ
ザイマス、一應御答辯申上げマス

Digitized by srujanika@gmail.com

聽致ス次第デアリマスルガ、此ノ點ニ付キ
マシテハ只今モ農林大臣ヨリ御述ニナリマ
シタル通り、此ノ法案ノ條項ニ依リマシテ、
相當取扱ノ數量等ニ付キマシテモ、或制限
等モ行ヒ得ルノデアリマシテ、此ノ兩者ノ
間ニ出來ルダケ摩擦ノナイヤウニ、萬全ノ
策ヲ講ジタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、
其ノ他ノ點ニ付キマシテハ全ク農林大臣ヨ
リ御答ノアリマシタル通りデアリマシテ、
私モ總テ是等ノ團體ガソレバ相協調致シ
マシテ、各其ノ本分ニ付テ、其ノ效果ヲ發
揮致シマスルト共ニ、我が國ノ米穀統制ノ
問題ニ付キマシテ、十分ナル協調ヲ惜マナ
イモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、
御尋ノ中ニ、米穀業者ヲシテ組合ノ方法ニ
依ヅテ、今後米穀ノ統制ニ對シテ之ヲ活動サ
セルト云フコトニ付テハ、ドウ考ヘテ居ルカ
ト云フヤウナ意味ノ御尋ガアツタノデアリマ
スルガ、申上ゲル迄モナク此ノ法案ハ米穀
ノ配給統制ヲ目標ト致シテ居リ、其ノ取扱
ヲ米穀市場ニ主トシテ集中致シテ居ルノデ
アリマスガ、一方ニ於キマシテハ米穀取扱
業者ニ許可制ヲ實施致シマスルノデ、必要
ニ應ジマシテハ之ニ又統制命令ヲナスコト
ガ出来ルヤウナ次第デアルコトハ御承知ノ
通りデアリマス、併シナガラ此ノ法案竝ニ
ニ遂行スルト云フコトハ、ナカノムツカミ
シイト考ヘルノデアリマス、申上ゲル迄モ
ナク既ニ發動サレテ居リマスル所ノ米穀統
制法、或ハ又米穀自治管理法ト云フヤウナ

モノニ付キマシテ、十分之ガ運用ヲ期シマス。スルト共ニ、一方ニ於キマシテハ只今御指摘ニナリマシタル米穀取扱業者ノ團體、即チ組合ノ組織ニ依リマシテ之ガ運用ノ完璧ヲ期スルコトガ、誠ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス、御承知ノ通り既ニ商工省ニ於キマシテハ、米穀業者ヲシテ組合ヲ結成セシメラレマシテ、今日其ノ數ハ約五百ニ上ツテ居ルノデアリマス、今後此ノ點ニ付キマシテハ一層組合組織化ヲ強化、擴充致マシテ、全國ニ亘リマシテ米穀商ノ團體組織化ヲ強化致シマスルト共ニ、其ノ運用ニ依リマシテ本法ノ完璧ヲ期シタイト考ヘテ居ル次第アリマス、一應此ノ點ヲ御答ヘ申上げマス。

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

トヲ世間デ伺ツテ居ル、只今御答ガナカッタ
カラ御尋ネ致スノデスガ、議會デモ濟ミ
マスト、委員會デモ出來テ、其ノ問題ヲ十
分根本的ニ察議サレルト云フコトヲ承ッテ
居ル、サウ云フコトデアルカドウカト云フ
コトト、又サウ云フ場合ニ付キマシテハ、
其ノ人選ノ如キハ最モ公平ナ方法ヲ要スル、
此ノ點ニ付テハ十分ニ御配慮ヲ願ヒタイ、
サウ云フ御腹案デモアッタラ御示シヲ願ヒ
タイ、今ノ問題ハ農林大臣カラ御答ヘ下スツ
テモ、商工大臣カラ御答ヘ下スツテモ、ドチ
ラデモ宜シウゴザイマス、次ニ農林大臣ニ
伺ヒタインハ、誠ニ農林大臣ノ御考ハ穩當
デアッテ、サウナケレバナラナイ、併シ是方
産業組合ノ當事者ニ徹底シテ居ルカト云フ
ト、徹底シテ居ラナイ、或産業組合ノ首腦者
ノ如キハ、産業組合ハ社會ノ基礎ニナルノダ
ト云フヤウナコトヲ、此ノ間「ラヂオ」デ放送
シテ居ル、是レナドハ産業組合デ全國ヲ支
配シヨウト云フ考ガノデアル、飛ンデモナイ
間違デアル、産業組合ハ産業組合トシテ強化
シナケレバナラヌ、基礎ハ固クナケレバナラヌ、
勿論ノコトデアル、併シ社會ノ基礎ニナル
ナドハ餘計ナコトデアル、經濟團體トシテ
其ノ本分ヲ全ウシテ居レバソレデ宜イ話デ
アル、斯ウ云フ風ナ考ガアルト云フコトハ、
誠ニ農林大臣ノ今ノ御考ガ徹底シナイ結果
ナノデアル、ソレデ一朝ニシテ之ヲ變ヘル
ト云フコトモムヅカシイデハアリマセウガ、
是ガ病源ノツツデアル以上、多少産業組合
ノ人事ハ上ニ對シテ、農林大臣ガ一考ヲ要

〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

セラレル必要ガアリハシナイカ、此ノ尊重
スベキ産業組合ガ、何故ニ反産運動ナドヲ
惹キ起シタカト云フコトハ、人其ノ人ヲ得
ザル爲デアル、此ノ點ニ付テ農林大臣ハド
ウ云フ風ニ御考ニナルカ、産業組合ノ健全
ナル發達ト、又社會ニ於ケル相剋摩擦ヲ避
ケルノ目的ヲ以テ、私ハ質問致スノデアリ
マス

〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(櫻内幸雄君) 御質問ノ第一點
ハ、産業組合竝ニ米穀取扱業者其ノ他ノ關係ニ付テ、根本的ニ此ノ問題ヲ解決スル爲
係ニ付テ、委員會デモ組織シテヤル考ガアルカド
ニ、ウデアルカト云フ御話デアリマシタガ、此
ノ問題ニ付キマシテハ、世間ニ於テ産業組
合ノ發達助成ヲ叫バレル聲、或ハ反産運動
ノ聲、種々ナル聲モ聞キマスノデ、此ノ點
モ考究ヲ致サナケレバナリマセヌケレドモ、
是ト同時ニ中小農業者、中小商工業者、是
等ノ人々ヲ相一貫シテ、其ノ生活ノ安定或
ハ其ノ隆昌ヲ圖リ、若シ摩擦相剋ノ如キコ
トガアレバ、之ヲ排除致サナケレバナラヌ
ト云フコトハ、今日十分注意致サナケレバ
ナラヌ問題デアリマスガ故ニ、此ノ見地
ニ立チマシテ、調査會ヲ設ケマシテ其ノ問
題ノ根本的解決ニ對シテ盡力ヲ致シタイト
テ斯ウ云フ風ナ組織ニ依ツテ進ムト云フコト
ヲ申上ゲルコトノ出來ナイノヲ遺憾ト致シ
話合ガ濟ンデ居リマセヌノデ、此ノ席ニ於
マス、次ニ産業組合ガ殆ド國家ヲ指導スル

ガ如キ立場ノヤウナコトヲ世間ニ放言ラシ
テ居ルガ、其ノ産業組合ヲ管理スル人ノ人
事ニ付テ相當ナ監督ヲ致スベキ筈デアルガ、
農林大臣ハ其ノ點ニ付テ何ト考ヘルカ、斯
様ナ御話デアリマス、御承知ノ通り日本ノ
産業組合ハ最早四十年ノ長キニ亘ツテ農村
ノ爲ニ非常ニ努力致シテ居リマシテ、相當
貢獻ヲ致シテ居ルノデアリマス、私ハ衷心
カラ其ノ圓滿穩健ナル發達ヲ希望致ス一人
デアリマス、併シナガラ若シ此ノ産業組合
ノ本旨ヲ離レテ、或ハ政治問題或ハ其ノ他
ノ問題ニ足ヲ踏ミ入レテ、以テ本旨ヲ誤ル
ガ如キコトガアリマシテハ、是ハ容易ナラ
ザルコトデアリマスルガ故ニ、此ノ點ニ付
キマシテハ十分ニ注意ヲ致ス考デアリマス、
又其ノ人事ノ問題ニ付キマシテモ、私ハ出
來ル限り公正ナル立場ニ於テ其ノ指導ヲ致
シテ行キタイ、斯様ニ信ジテ居ル次第デア
リマスカラシテ、之ヲ御説承ヲ御願ヒ致シ
マス

○子爵戸澤正己君 簡単デゴザイマスカ

ス
○議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイマ
ス
○子爵大河内輝耕君 誠ニ穩健ナ御意見デ、
此ノムヅカシイ問題ガ總親和ヲ標榜セラレ
ル所ノ平沼内閣、穩健ナ思想ヲ有セラレル
櫻内農林大臣竝ニ八田商工大臣ノ手ニ依ツ
テ解決サレタナラバ、國家ニ貢獻スル所多
大ナルモノデアラウト存ジマス、只今ノ御
答辯ニ依リマシテ大體ノ御希望ハ分リマシ

タ、尙制度其ノ他ニ付テ申上ゲタイコトモ
ゴザイマスガ、私ノ質問ハ是デ止メテ置キ
マス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ
米穀配給統制法案ハ、特ニ重要ナル法案デ
アリマスガ故ニ、此ノ特別委員ノ數ヲ二十
五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任ス
ルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成
○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハヨザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔丸龜書記官朗讀〕

米穀配給統制法案特別委員

公爵島津 忠承君 侯爵前田 利爲君

侯爵佐竹 義春君 伯爵酒井 忠正君

子爵梅小路定行君 子爵米津 政賢君

子爵伊東二郎丸君 子爵鍋島 直繩君

子爵稻田 信恒君 松村眞一郎君

賀屋 興宣君 内田 重成君

伊澤多喜男君 塚本 清治君

男爵中島久萬吉君 男爵岩倉 道俱君

男爵東郷 安君 男爵矢吹 省三君

小林嘉平治君 給原武太郎君

山上 岩二君

第八條ノ四 第八條ノ規定ニ依リ組合ノ

定ムル制限ニ從フベキコトノ命令アリ

タル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムル

トキハ其ノ命令ノ效力ヲ有スル期間ヲ

限り當該工業組合ノ地區内ニ於テ新ニ

當該工業ヲ營マントスル者及當該工業

ニ屬スル設備ノ擴張ヲ爲サントスル者

ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳

ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第二十條ノ三 行政官廳監督上特ニ必要

アリト認ムルトキハ第三條第一項第一

號ノ事業經營ニ對スル制限ヲ行フ工業

組合ノ理事又ハ監事ノ選任又ハ解任ヲ

爲スコトヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業小組合

ノ營業ニ關スル指導、研究、調查其ノ

他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

ヲ爲スコトヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業小組合

ノ營業ニ關スル指導、研究、調查其ノ

他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

ヲ爲スコトヲ得

第三十三條ノ三 工業小組合ノ組合員ノ

總數ハ十人ヲ超ニザルヲ以テ例トス

第三十三條ノ四 工業小組合ヲ設立セん

トスルトキハ組合員タラントスル者全

員設立者ト爲リ定款其ノ他必要ナル事

項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

工業小組合ハ理事及監事ヲ置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス但

シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ

以テ之ヲ定ムベシ

組合法中改正法律案、政府提出、衆議院送
付、第一讀會、八田商工大臣
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十四年三月十八日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

工業組合法中改正法律案

第八條ノ四ノ規定及第三十八條ノ規定」ヲ「第

八條ノ四ノ規定及第三十八條ノ規定」ニ

改ム

第三十三條ノ二 工業小組合ハ小工業者

ヲ以テ之ヲ組織シ組合員ノ共同ノ利益

増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシ組合員ノ工

業ニ關スル共同設備ノ設置、組合員ノ

工業ニ必要ナル物ノ供給、組合員ノ工

ノ註文ヲ引受及組合員ノ製品ノ販賣ヲ

爲スモノドス

前項ノ小工業者ノ範圍ニ關シ必要ナル

事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工業小組合ハ法人トス

工業小組合ハ第一項ノ事業ノ外組合員

ノ營業ニ關スル指導、研究、調查其ノ

他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

ヲ爲スコトヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業小組合

ノ營業ニ關スル指導、研究、調查其ノ

他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

ヲ爲スコトヲ得

第三十三條ノ三 工業小組合ノ組合員ノ

總數ハ十人ヲ超ニザルヲ以テ例トス

第三十三條ノ四 工業小組合ヲ設立セん

トスルトキハ組合員タラントスル者全

員設立者ト爲リ定款其ノ他必要ナル事

項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

工業小組合ハ理事及監事ヲ置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス但

シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ

以テ之ヲ定ムベシ

第三十三條ノ五 組合員タル資格ヲ有ス
九者ハ組合員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ
得テ工業小組合ニ加入スルコトヲ得
得
第三十三條ノ六 工業小組合ハ當該工業
ニ關スル工業組合ノ組合員タルコトヲ
得
小工業者工業小組合ノ組合員ト爲リタ
ルトキハ當該工業ニ關スル工業組合ノ
組合員タルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情
アル場合ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケ
タルトキハ此ノ限ニ在ラズ
行政官廳必要ト認ムルトキハ工業小組
合ニ對シ當該工業ニ關スル工業組合ニ
加入スペキコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ
當該工業小組合ハ當該工業組合ノ組合
員トス
第三十三條ノ七 工業小組合ノ定款ニハ
左ノ事項ヲ記載スベシ
一 目的
二 名稱
三 事務所
四 組合員タル資格ニ關スル規定及組
合員ノ總數
五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
六 出資一口ノ金額及其ノ拂達ノ方法
七 剰餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル
規定
八 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
九 組合員ノ權利義務ニ關スル規定
十 事業及其ノ執行ニ關スル規定

第三十三條ノ八 工業小組合ハ出資ノ第
一回ノ拂達アリタル後二週間以内ニ各
事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲
スベシ
登記スペキ事項左ノ如シ
一 前條第一號乃至第三號、第六號及
第十四號ニ掲ガタル事項
二 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ
總額
三 設立認可ノ年月日
四 理事及監事ノ氏名及住所
前項ニ掲ガタル事項中ニ變更ヲ生ジタ
ルトキハ其ノ登記ヲ爲スペシ但シ前項
第二項ニ掲ガタル事項ニ付テハ每事業
年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後
一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得
第三十三條ノ九 工業小組合ニハ營業收
益稅ヲ課セズ
第三十三條ノ十 第四條第一項、第九條、
第十五條ノ二、第十七條第一項、第十
八條、第十九條、第二十一條（但書ヲ
除ク）、第二十四條、第二十八條第一項、
第二十八條ノ二、第三十四條乃至第三
十七條及第三十九條乃至第四十一條、
民法第四十五條第二項第三項、第四十
八條、第五十條及第六十六條、非訟事
件手續法第百三十八條、第百三十八條
ノ三、第百四十一條乃至第百五十一條
ノ六、第百五十四條乃至第百五十八條、
第十八條、第十一條第一項、第十二條、
第十九條乃至第二十一條、第二十四
條、第二十六條乃至第三十四條、第三
十條、第三十九條乃至第四十一條、
第四十三條乃至第四十六條、第四十八
條、第四十八條ノ一、第五十一條乃至
第五十七條、第六十條、第六十條ノ二、
第六十二條（第一項第三號及第四號ヲ
除ク）、第六十三條第一項、第六十五條、
第六十九條乃至第七十三條ノ三、第七
十四條第一項、第七十四條ノ二第一項、
第七十五條、第九十六條、第九十七條
及第百四條ノ規定ハ工業小組合ニ付之
ヲ準用ス但シ産業組合法中地方長官又
ハ監督官廳トアルハ之ヲ行政官廳トス
第三十八條但書中「民法第四十五條第三
項及第四十八條第一項中一週間トアル
ハ之ヲ二週間トシ」及「主務大臣」ヲ削
ル

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
登錄稅法第十九條第七號、印紙稅法第四
條第一項第十一號竝ニ商工組合中央金庫
法第一條第一項、第七條第一項、第二十
八條第一項第六號及第二十九條第一項第
三號中「工業組合聯合會」ノ下ニ「工業
小組合」ヲ加フ

（國務大臣八田嘉明君演壇ニ登ル）
○國務大臣（八田嘉明君） 工業組合法申改
正法律案提出ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲ
マス、工業組合ノ制度ハ大正十四年創設以
來漸次發達ヲ遂ゲテ參々タノデアリマスガ、
支那事變勃發以來、物資ノ配給機關トシテ
統制經濟上ノ重要ナル地歩ヲ占メマシタル

ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第八條ノ規定（第三十三條ノ規定ニ
依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル行政
官廳ノ命令ニ違反シタル者
二 販賣ノ目的ヲ以テ前號ノ犯罪ニ係
ル工產品ナルコトヲ知リテ其ノ交付
ヲ受ケタル者
三 第八條ノ四ノ規定ニ依ル行政官廳
ノ命令ニ偉反シ許可ヲ受ケズシテ當
該工業ヲ營ミ又ハ設備ノ擴張ヲ爲シ
タル者

ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第八條ノ規定（第三十三條ノ規定ニ
依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル行政
官廳ノ命令ニ違反シタル者
二 販賣ノ目的ヲ以テ前號ノ犯罪ニ係
ル工產品ナルコトヲ知リテ其ノ交付
ヲ受ケタル者
三 第八條ノ四ノ規定ニ依ル行政官廳
ノ命令ニ偉反シ許可ヲ受ケズシテ當
該工業ヲ營ミ又ハ設備ノ擴張ヲ爲シ
タル者

コト、並ニ物資統制ニ伴フ中小工業ノ休業、失業對策ニ基ク集團的轉業ノ機關トシテ利用セラレテ居リマスルコト等ニ鑑ミマシテ、今回本法ノ一部改正ヲ致シタイト考ヘルノデアリマス、今其ノ改正ノ主要ナル點ヲ擧ゲマスレバ、第一ニハ工業組合制度ハ中小工業ノ維持振興ノ爲立案セラレテ居リマスル關係上、所謂統制組合トシテノ任務ヲ十分ニ發揮スルコトガ出來マスヤウニナツテ居リマセヌノデ、現非常時局下ニ於キマシテ、迅速且公正ニ物資ノ配給ヲ爲シ得ルヤウニ、組合ニ對スル指導竝ニ監督ノ規定ヲ整備致シマシタルコト、第二ニハ、共同經營デアリマスル事業ニ關シマシテハ、從來小規模ノ業者ノ爲ニ工業組合制度ノ利用ハ兎角不徹底デアリマシタノデ、是等小規模ノ事業者ノ爲ニ別ニ一個ノ共同經營的ナル組合制度ヲ創設致シマシタルコト、第三ニハ、生産統制ヲ徹底セシムルガ爲、統制命令ヲ發動致シマシタル場合、必要ガアレバ事業ノ新設又ハ増設ニ付許可制度ヲ採リ得ル途ヲ開キマシタルコト等デアリマス、尙詳細ハ委員會等ニ於テ申上ガルコトニ致シタイト存ジマス、何卒御審議ノ上速力ニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ申上ダマス

○子爵戸澤正巳君 只今上程セラレマジタ工業組合法中改正法律案ハ、關聯致シマスル所ガアリマスル故ニ、輕金屬製造事業法案外一件ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第八、北海道拓殖銀行法中改正法律案 日程第九、資金特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ二案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、委員長高橋子爵
〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ参考ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

北海道拓殖銀行法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和十四年三月十六日
委員長 子爵高橋 是賢
貴族院議長伯爵松平頼壽殿
金資金特別會計法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也
昭和十四年三月十六日
委員長 子爵高橋 是賢
貴族院議長伯爵松平頼壽殿

其ノ申拂込ガ一千二百五十萬圓トナツテ居ルノデアリマス、今回此ノ改正法案ニ依シテ八條ノ三ト云フモノヲ改正サレルノデアリマスガ、ソレハ北海道及樺太ニ於ケル農業、工業竝ニ鑛業ノ非常ナル近年ノ長足ノ發達ニ即應スル爲ニ、從來短期貸付高ヲ、長期貸付金ノ總額ヲ超ユルコトヲ禁止シテアリマシタノヲ、此ノ改正法案ニ依ツテ撤廢サレル結果トナルノデアリマス、次ニ質問應答ヲ概略ヲ搔イ摘ンデ申上ダマス、委員ヨリ資本金ガ過少ノヤウニ思ハレルガ、政府ハ之ヲ増資スル意思ハナイカト云フ質問デアリマシタ、政府ハ、北海道拓殖銀行ハ資本ノ十五倍ノ債券ヲ發行シ得ルノデアルカ

北海道拓殖銀行法中改正法律案及金資金特別會計法中改正法律案ノ、特別委員會ニ於ケル審議ノ經過竝ニ結果ニ付テ御報告申上ゲマス、是等ノ二法案ハ去ル三月九日本委員會ニ併託サレマシテ、ソレメ、政府當局ヨリ説明ヲ聽取致シ、三月十六日迄慎重審議ヲ盡シタノデアリマス、先づ北海道拓殖銀行法中改正法律案ニ付テ申上ダマス、北海道拓殖銀行ハ明治三十二年北海道開發ノ爲ニ創設セラレマシタ銀行デアリマシテ、資本ハ其ノ當時三百萬圓デアリマシタガ、後三回ニ五ヶ增資ヲ行ヘ、現今デハ一千萬圓ノ資本デアリマシテ
〔副議長侯爵佐佐木行忠君議長席ニ著ク〕
〔副議長侯爵佐佐木行忠君議長席ニ著ク〕
其ノ申拂込ガ一千二百五十萬圓トナツテ居ルノデアリマス、今回此ノ改正法案ニ依シテ八條ノ三ト云フモノヲ改正サレルノデアリマスガ、ソレハ北海道及樺太ニ於ケル農業、工業竝ニ鑛業ノ非常ナル近年ノ長足ノ發達ニ即應スル爲ニ、從來短期貸付高ヲ、長期貸付金ノ總額ヲ超ユルコトヲ禁止シテアリマシタノヲ、此ノ改正法案ニ依ツテ撤廢サレル結果トナルノデアリマス、次ニ質問應答ヲ概略ヲ搔イ摘ンデ申上ダマス、委員ヨリ質問デアリマシタ、是ハ政府ハ、同地方ハノ地方的景氣ハドンナ工合デアルカト云フアリマシタ、ソレカラ或委員カラ、北海道ノ農業ガ勃興シテ、中小商工業モ殷賑ヲ持續シテ居ルヤウデアル、北海道及樺太ニ於ケル全銀行ノ預金高ヲ見ルト、昭和八年ニ三億餘萬圓トナリ、昨年ノ九月ニ至テ四億七千五百餘萬圓ヲ算スルヤウナ工合ニ相當累

答辯デアリマシタ、尙委員ヨリ此ノ改正ニ依ツテ興業銀行ナドト競合ヒガ起ルヤウナマシタ、政府ハ、興業銀行デハ大キナ事業ノ融資ヲ目標トシテ居ル、從ツテ北海道拓殖銀行デハソレ以下ノモノノ融資ヲスルノガ妥當デアル、依ツテサウ競合ヒヲ起スヤウナ憂ハナイト思フ、ソレカラ或委員ヨリ、手形貸付等ガ殖エル場合ニ拂込ヲ取ルノデアルカト云フ質問ガアリマシタ、政府ハ本法ハ第十二條ニ拓殖債券發行高ハ不動產銀行業務ニ對スル貸出ヲ超ユルコトヲ得ズト云ニ向ケラレヌモノハ、從ツテ短期貸付ノ方ノ制限ヲ附ケテ居ルノデスカラ、今回ノ制限撤廢ニ依リ、普通銀行業務ニ對スル貸出ニ向ケラレヌモノハ、從ツテ短期貸付ノ方ノ資金ト云フモノハ主トシテ同行ノ預金ニ俟ツヨリ外ハナイト思ヒマス、故ニ普通銀行業務ヲ大イニヤリタイト思ツテモ、茲ニ消極的ノ制限ガアル譯ズアルト云フ御答辯デアリマシタ、ソレカラ或委員カラ、北海道ノ農業ガ勃興シテ、中小商工業モ殷賑ヲ持續シテ居ルヤウデアル、北海道及樺太ニ於ケル全銀行ノ預金高ヲ見ルト、昭和八年ニ三億餘萬圓トナリ、昨年ノ九月ニ至テ四億七千五百餘萬圓ヲ算スルヤウナ工合ニ相當累

ヤウナコトハナイカ、又地方諸銀行トノ利子ノ開キハドウ云フ工合ダト云フ質問ガアリマシタ、之ニ答ヘテ政府ハ、普通銀行ヲ壓迫シ、之ニ迷惑ヲ掛ケルコトハ萬ナイト思フ、北海道殖産銀行ナドノ預金ヲ見テモ、十三年十月ニ約八千八百餘萬圓デアッテ、拓殖銀行ノ預金ノ増加率ト殆ド相似寄ツテ居ルヤウナ譯デ、決シテ悪影響ヲ興ヘテ居ルヤウナコトハナイト云フ答辯デアリマシタ、ソレカラ金利等ニ付テハ、銀行ト信用組合等ヲ包含シタ金融懇談會ニ於テ、十分協定セシムルヤウニ指導シテ居ル、只今ノ貸出ノ性質、金高等ニ付テハ政府ニ於テナル監督ヲジテ、萬不都合ノナイヤウニ注意ヲ怠ラヌ積リデアルト云フ答辯ガアリマシタ、ソレカラ此ノ案ニ付キマシテハ、衆議院ノ附帯決議ガ附イテ居リマシタ、此ノ附帯決議ヲ讀ンデ見マス、「本法案ハ北海道拓殖銀行ノ特異性ヲ消失セシムルノ虞アリ、依テ政府ハ本行創設ノ趣旨ニ鑑ミ、不動産金融ニ一層ノ力ヲ傾注スペク、嚴重ニ監督指導シ萬遺憾ナキヲ期スベシ」ト云フノデアリマス、之ニ付テ政府ハ釋明ヲサレマシタガ、此ノ衆議院ノ決議デハ當該銀行ノ本來ノ使命ヲ閑却セザル様深甚ノ注意ヲ以テ監督指導スル考デアルト云フ御説明デアリマシタ、此ノ事ヲ附加ヘテ私ノ報告ヲ終リマス、尙詳細ハ速記録ニ依ッテ御了承ヲ御願ヒ致シマス、次ニ金資金特別會計法申改正法律案ニ付テ申上ゲマス、本特別會計法ニ依リ現在ハ金、國債、產金振興債券、

又ハ總額二千五百萬圓ヲ限り日本產金振興株式會社株式ニ運用シ得ルコトトナツテ居リマスルノヲ、時局ニ鑑ミマシテ、此ノ運用ノ範圍ヲ一層擴大シ、以テ國債收支ノ改善及產金ノ増加等ニ資スル等、此ノ資金ノ適切ナル運用ヲ期スルモノデアリマス、而シテ同會計法ニ依レバ必要ナル費途ニ資金ヲ使用セムトスル場合ニハ、其ノ金額ヲ一般會計ニ繰入レ、更ニ一般會計ノ歲出トシテ該金額ヲ支出スルト云フコトニナツテ居ルノヲ、今回ノ改正ニ依リ他ノ特別會計ノ歲入ニモ繰入レ得ルコトトナリ、又勅令ノ定ムルモノニモ運用シ得ルコトトナツタ次第デアリマス、是ヨリ委員會ニ於ケル本法律案ニ付テノ經過竝結果ヲ御報告致シマス、本委員會ハ數回ニ瓦リ慎重審議ヲ爲シ、委員諸氏ヨリ多クノ質疑應答ガ行ハレマシタガ、詳細ハ速記錄ニ依ツテ御諒承ヲ願フコト致シマシテ、茲ニ質問應答ノ一二三ニ付テ簡単ニ申上ゲテ見タイト思ヒマス、委員ヨリ本法ノ運用範圍ガ頗ル廣汎ニ瓦ルガ、勅令ノ定ムルモノトハ如何ナルモノヲ意味ズルノカト云フ質疑ガゴザイマシタ、デ政府ハ、勅令ノ定ムルモノトハ如何ナルモノヲ意味ズルノカト云フ質疑ガゴザイマシタ、デ政二ニ日本銀行ニ對スル在外指定預金、三ニ日本產金振興株式會社ニ對スル貸付、五ニ預金部ニ對スル預金等ヲ豫定シテ居ルノダト云フ御返事ガゴザイマシタ、尙委員ヨリ勅令ノ定ムルモノト云フ中ニ銀ト云フコトガアルガ、是カラ政府ハ銀ヲ買上ゲル方針デアルカト云フ御質問ガアリマシタ、政府ハ

之ニ答ヘテ、今日直チニ銀ダケヲ買上ゲルト云フノデハナイ、銀ハ金ト一绪ニ産出セラレ、政府ノ買上地金ニモ金銀混合ノモノガ多イガ故ニ、銀ヲ買フト云フコトハ産金獎勵ノ一助トモナリ、又國際貸借ノ上ニ金ト一绪ニ使用サレテ居ルノデアルカラ、將來必要ヲ生ジタル場合ニハ、此ノ資金ヲ運用シ得ルヤウニ、豫メ之ヲ規定シテ置イタノデアルト云フ御答デゴザイマシタ、尙其ノ他多ク有益ナル質問應答ガゴザイマシタガ、是等ハ速記録ニ譲リマス、斯クシテ質問ヲ終リ、別ニ討論モナク、採決ノ結果全會一致、原案通り可決サレタノデアリマス、右簡単ナガラ御報告ヲ終リマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　兩案ノ第一
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ
問題ニ供シマス、兩案全部、委員長報告通
リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　御異議ナシ
ト認メマス

○子爵西大路吉光君　直チニ兩案ノ第三讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君　贊成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　兩案ノ第二
讀會ヲ開キマス、兩案全部、二讀會ノ決議
通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　日程第十、
國境取締法案　日程第十一、軍用資源祕密
保護法案、政府提出　衆議院送付、第一讀
會ノ續、委員長報告　是等ノ兩案ヲ一括シ
テ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)　御異議ナイ
ト認メマス、委員長山川君

國境取締法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月十七日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

軍用資源祕密保護法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十四年三月十七日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

〔山川端夫君演壇ニ登ル

只今上程サレマシ外國境取

締法案及軍用資源祕密保護法案ニ付キマシテ、特別委員會ニ於ケル審議ノ經過及結果

ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ去ル十三日
ニ第一回、^合開ニテ、前後五回ニ

ニ第一回ノ會合を開キマシテ 前後五回ニ
亘リ慎重審議ヲ致シタノデアリマス、其ノ

間政府ノ要求ニ依リマシテ、速記ヲ停止ス
レコト教団、秘密會ヲ開イタコトガ三國ニ

ノ順序ニ從ヒマシテ、先ヅ軍用資源祕密保護法案ニ付テ伸上ゲタイト思ヒマス、此ノ

法案ノ提出ノ理由ハ、本議場ニ於テ陸軍大

臣カラ御説明ガアリマシタカラ、茲ニハ繰返シマセヌガ、此ノ法案ノ立法ノ趣意ヲ明

カニスル爲ニ、委員會ニ於テ政府當局ノ說明セラレタ主ナ點ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、即チ第一ニハ、本法案ノ保護ス

ノ對象ハ國防上祕密ヲ要スル數多キ資源ノ
中デ、軍用ニ供シ又ハ軍用ニ供スペキモノ
ノ中カラ、特ニ軍ニ取締モ努メテ其ノ範圍ヲ
局限シマジテ、行キ過ギヲ防グト云フコト
デアリマス、而シテ政府ハ委員會ニ於キマ
シテ本法實施ノ爲ニ必要ナル勅令及命令事
項ノ要綱ヲ詳シク示シタノデアリマス、第
三ニハ、祕密トナスベキ事柄ハ、大體昭和
十三年度以降ノモノニ限ルト云ブコトデア
リマス、第四ニハ、取締ノ爲ニ商取引、行
政上ノ措置、學術ノ研究等ニ出來ルダケ支
障ヲ來サナイヤウニ、特ニ考慮シテ居ルト
云フコトデアリマス、第五ハ、祕密ハ外國
ニ漏泄スルノヲ除グノヲ本旨ト致シマシテ、
祕密保護上差支ナイ限りハ日本人ニ話ヲシ、
又ハ祕密ヲ交付スルコトハ取締ラナイ趣意
ヲ以テ立案シテ居ルト云フコトデアリマス、
本案ハ其ノ目的カラ申シマシテモ、其ノ内
容カラ見テモ極メテ重要ナルモノガアルノ
デアリマスカラ、質問ハ多岐ニ亘ツテ熱心
ニ行ハレタノデアリマス、茲ニハ其ノ主ナル
モノヲ二三申上げマシテ、他ハ速記録ニ譲
リタイト考ヘテ居リマス、本法案自體ニ付
キマシテハ、委員會ニ於テハ何レモ其ノ必
要ヲ認メマシテ、寧ロ其ノ制定ノ遲キヲ感
ズルト云フ意嚮デアリマシタガ、本法案ノ
運用ニ付キマシテハ種々ノ質問ガアッタノ
デアリマス、第一ハ、本法案運用ニ付キマ

シテ關係各省間ニ如何ナル連絡ヲ取ルヤト
云フ問題デアリマス、之ニ對シマシテハ軍
用資源祕密ノ指定、重要設備ノ祕匿ノ爲ノ
措置等ニ付キマシテハ、陸海軍省ガ中心ト
ナリマシテ、豫メ各省ト協議シテ緊密ナ連
絡ヲ取ル、又取締ニ付テハ内務省ガ主トナツ
テ陸海軍省ト連絡シテ之ニ當リ、憲兵モ之
ニ携ルノデアリマスガ、警察官ト憲兵トノ
間ニハ十分ニ連絡ヲ取ルコトニ注意スル、
要スルニ取締ノ上ニ於テ、本法ノ目的ヲ能
ク達成スルコトニ努ムルト共ニ、他面行過
ギヲ防止シ、且取締上苛酷ニ流ル、コトナ
キヤウニ致シテ、人ノ見テ「スペイ」ナリト云
フヤウナ感ジヲ起サセナイヤウニ努ムルト
云フ御答デアッタノデアリマス、第二ニハ、
警察ノ取締ノ上カラ見マシテ、上ノ命ズル
所ガ必ズシモ下ニ徹底シナイ、ソレデ兎角
取締ガ杓子定規ニ流ル、弊ガアルト云フコ
トカラ、今日ノ經濟組織ガ今ノ現状ニ即シ
ナイ、又本法施行ノ上ニモ十分デハナイト云
フコトデ、政府ハ此ノ際警察機構ヲ再検討
スル用意アリヤ否カト云フ質疑デアリマス、
政府ノ答辯ハ、本法施行ニ關シマシテハ、
警察官ノ取締振ニ付テ、十分訓示シテ萬遺
憾ナキヲ期スル、而シテ警察機構ノ改善ニ
付キマシテハ篤ト研究ヲ加ヘテ、時勢ニ應
ジテ其ノ機構ノ活用ヲ圖ルコトニ努メタイ
ト云フコトデアリマス、第三ニハ、二三ノ
委員カラノ質疑デアリマスガ、其ノ要領ハ、
本法ノ趣旨ハ徒ニ罪人ヲ作ルノデハナク、本法
ノ目的トル所ヲ達成スルノニアルノデ、本法ハ

國防上軍ノ祕密ニ關スルト云フコトデ、之ガ取締ニ當ル者モ動モスレバ苛細ニ流レ、又國民モ徒ニ恐怖心ニ驅ラレテ、其ノ極或ハ國民一般ニ本法ノ精神及内容ヲ十分能ク知ラシメ、又指導取締ノ任ニ當ル者ニ對シマシテモ、同様出來ルダケ之ヲ周知セシメテ、適正ナル措置ヲ執ル必要ガアルノデ、政府ノ考ハ如何ト云ワコトデアリマス、政府ハ之ニ全然同感ノ意ヲ表シマシテ、取締ニ當ル官吏ニ對シマシテハ勿論、廣ク一般國民ニ周知セシムルコトハ極メテ必要ナリト認ムルカラ、有ラユル手段ヲ講ジテ之ガ徹底ニ努ムル考デアルト云フ御答デアリマシタ、次ニ防諜關係、防諜訓練或ハ一般ノ防諜團ノ指導方法等ニ付キマシテモ色々質問ガアリマシテ、ソレド詳細ナル御答ガアッタノデアリマス、更ニ本法ノ各條文ニ付テ詳細ナ又有益ナ質疑ガアリマシタガ、此ノ質疑ニ依ツテ明カニナック點ハ、本法ハ知ラザル者ハ罰シナイ、過失ヲ罪シナイト云フコトデアリマス、此ノ外ニ條文ノ解釋、内容等ニ付テノ應答ハ速記録ニ譲リタイト考ヘテ居リマス、次ニ國境取締法、此ノ法案ハ我ガ國境取締規定ノ不備ニ乘ジマシテ、勢上、國境ノ出入取締ニ遺憾ナキヲ期スル帝國ノ利益ニ背反スル行動ヲ爲サムトスル者ガ少クナインデアリマス、本法案ニ提案サレタモノニアリマス、本法案ニ

密會ニ於テ爲サレタノデアリマス、公開ノ席上ニ於テ行ハレタ質疑ノ主ナルモノハ、國境ニ沿フテ設ケラルベキ出入制限地帶内ニ於ケル住民ノ取扱ニ關スル件、又最近數年間ニ於ケル越境人員等ニ關スルコトデアリマシタガ、是等ハ總テ速記錄ニ付テ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、斯クテ質疑ヲ終リマシテ、討論ニ入りマシタガ、討論ニ於キマシテハ數名ノ委員カラ賛意ヲ表スルト共ニ希望ヲ開陳セラレタノデアリマス、其ノ希望ハ何レモ本法適用上ノ注意ニ關スルコトデアリマシテ、大體左ノ通り要約スルコトガ出來ルト考ヘテ居リマス、一ツハ

本法ニ依ル取締ノ責ニ當ル者、殊ニ内務當局ガ取締實施ノ上ニ失シキヲ失ダテ、國民ノ間ニ萬一猜疑心ヲ起スヤウナコトガアレバ、却テ國力ヲ弱メルト云フコトニナルノデアルカラ、嚴ニ過チナキヤウ注意サレタイコト、二ハ本法實施ノ結果、國民經濟上ノ發展及生產力ノ擴充ニ支障ヲ及スコトナキヤウ特ニ留意セラレタイコト、三ハ本法ノ精神及內容ヲ取締ノ任ニ當ル者、及ビ一般國民ニ徹底セシメルノ措置ヲ執ラレテ、國民總親和ノ精神ヲ以テ官民一致、和ヤカニ本法ノ實行ヲ期スベキコトト云フノデアリマス、委員會ハ討論ヲ終リマシテ採決ニ入リ、滿場一致異議ナク兩案ヲ可決致シタノデアリマス、右御報告ヲ申上げマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 別ニ御發言モナケレバ兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイト認メマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 兩案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

議通リデ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

明治三十三年ノ制定ニ係リ、制定以來既ニ四十年ヲ經過致シマシタ爲、現下ノ諸事情ニ微シ不備ノ點少カラザルニ鑑ミマシテ、監督指導ノ方策ヲ整備シヨウト致シマシタコトデアリマス、其ノ内容ノ主ナルモノト致シマシテハ、第一ニ監督命令ニ關スル規定ヲ設ケマシタコト、第二ニ業績不良ノ會社ニ對シマシテ、事業ノ統制協定ニ關スル規定ヲ設ケマシタコト、第三ニ業績不良ノ會社ノ移轉ヲ爲スベキヨトヲ勸告シ、或ハ命令シ得ル旨ノ規定ヲ設ケマシタコト、其ノ他株式會社ノ相互化、株式會社ト相互會社との合併、保險計理人等ノ制度ヲ設ケ、又財產ノ評價ニ關スル規定ヲ整備致シマシタコト等デアリマス、是等諸規定ノ適正ナル運用ニ依リマシテ、我ガ國ノ民營保險事業ノ一層ノ向上ヲ促シ、國民生活ノ安定竝ニ國家産業經濟ノ發展ニ貢獻スルニ遺憾ナキヲ期セシメタイト云フノガ本改正案ノ趣旨トスル所デアリマス、次ニ委員會ニ於ケル質疑應答ノ主ナルモノヲ申上げマス、先づ第一ニハ、保險國營ニ關スル問題デアリマス、一委員ハレテ居ルヤウデアルガ、本案ヲ審議スルヨリ、近時保險國營ニ關スル論議ガ相當行前提トシテ、此ノ點ニ對スル政府ノ考ハ下ウデアルカト云フ質問ニ對シ、政府ハ保險國營ニ付テハ種々ノ論點カラ之ヲ主張スル者ガアルガ、其ノ主ナルモノハ現在ノ民營保險事業ノ有スル諸種ノ不備缺點ノ改善策トシテ之ヲ論ズルモノデアッテ、是等ノ點ニ

付テハ今回ノ改正ニ依テ監督指導ノ方策
ガ整備セラレル結果、改善シ得ルモノト考
ヘル、從ツテ此ノ問題ハ極メテ重大ナル問題
デアルカラ、尙研究スル必要ハアルモノト
考ヘルガ、目下ノ所國營ニ移スコトハ考ヘ
テ居ナイト云フ答辯ガアツタノデアリマス、
第二、保險會社ノ新設ニ關スル問題デアリ
マス、二三ノ委員ヨリ政府ハ保險會社ノ新
設許可ニ付テ如何ナル考ヲ持ツテ居ルカト
ノ質問ニ對シ、政府ハ現在保險會社ノ數ハ
決シテ少クナイノミナラズ、會社間ニ於ケ
ル競争ハ相當激シク、是ガ諸種ノ弊害ノ原
因ヲ成シテ居ルヤウナ關係モ考ヘラレル、
又火災保險會社ニアツテハ大正十二年ノ關
東大震災ノ際、政府ヨリ受ケタル助成金ニ
對シ、納付金支拂ノ負擔ヲ負ッテ居ルモノモ
少クナイノデアルガ、是等ノ點ヲ考慮シテ、
保險會社ノ新設許可ニ付テハ近年特ニ慎重
ノ方針ヲ執ツテ居ル、併シ特殊ノ意義ヲ有ス
ル新種保險ニ付テハ、保険制度ヲ一層整備
シ、國民ノ利益ヲ増進スル爲、進ンデ之ヲ
許可スル考デアルトノ答辯デアツタノデア
リマス、第三ハ、事業ノ統制協定ニ關スル
問題デアリマス、二三ノ委員ヨリソレハ
本法案ノ第十一條ニ、事業ニ關スル統制協
定ノ規定ガアルガ、從來當業者間ニ行ハレ
テ居ル協定ノ實情ハドウデアルカ、又本條
ニ依ツテ果シテ從來ノ競争ノ弊ヲ防止スルコ
シ統制協定ヲ爲シタルトキハ云々トアツテ、

如何ナルコトモ命令ヲ以テ定メ得ルヤウニ
モ見エルガ、此ノ命令ノ内容ハドノヤウナ
モノデアルカト云フ質問ニ對シ、政府ハ、
現在營業者間ニハ種々ノ協定ガ行ハレテ居
ルガ、其ノ中ニハ必ズシモ十分ノ實效ヲ擧
ゲテ居ナイモノモアルヤウニ認ヌラレル、
併シナガラ今回ノ改正ニ依ツテ是等ノ協定
ニ一定ノ公法的ノ效果ガ賦與セラレ、又其
ノ他ノ點ニ於テモ監督ノ規定ガ整備シタノ
デアルカラ、今後ハ大イニ此ノ規定ノ運用
ニ期待シ得ルモノガアルト信ズル、又本條
ノ統制協定ハ不當ノ競争ヲ防止シ、事業ノ
健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トスルモノ
デアツテ、ソレ以上ノ意味ヲ持ツモノデハナ
イト云フ答辯ガアッタノデアリマス、第四ニ
ハ、不良會社整理ノ問題デアリマス、一委
員ヨリ、保險會社、特ニ生命保險會社中ニ
ハ相當業績不良ノ會社ガアルヤウデアルガ、
是等ハ本法ノ運用ニ依ツテ急速ニ之ヲ整理
シ、保險契約者ノ利益ヲ保護スルコトガ必
要デハナイカ、又之ニ關聯シテ、生命保險
會社ノ監督ニ遺憾ナキヲ期スル爲、特殊會
社等ノ例ニ倣ツテ生命保險會社ニ監理官ノ
制度ヲ設クル考ハニイカトノ質問ニ對シ、
政府ハ現在保險會社中ニハ、保險金ノ支拂
ニ支障ヲ持ツヤウナモノハ一社モナイケレ
ドモ、經濟界ノ變動其ノ他ノ事情ニ依ツテ、
場合ニ依リ業績不良ノ會社ヲ生ズルヲ免レ
ナカツタコトハ過去ノ經驗ノ示ス所デアル、
仍テ今回ノ改正案ニ於テハ、斯カル場合ニ
急速ニ有效適切ナル手段ヲ執リ得ルヤウ必

要ナル規定ヲ設ケタノデアルガ、之ニ付テモ極力現在ノ保険契約者ニ不安、動搖ヲ與フルコトナク、其ノ契約ヲ維持シナガラ、整備ヲ行フコトガ必要デアルト考ヘル、從ツテ本法ノ規定ノ運用ニ依リ、急激ニ多數ノ會社ヲ整理シ保険契約者ニ不安、動搖ヲ來サシムルヤウナコトハ考ヘテ居ナイ、又監理官ノ制度ニ付テハ、目下ノ所之ヲ置ク考ハ持シテ居ナイガ、尙將來研究スルコトトシタイトノ答辯ガアツタノデアリマス、以上ノ外、保険會社ノ資本金又ハ基金ノ額、再保險ノ問題等ニ付キマシテ重要ナル質疑應答ガアツタノデゴザイマスガ、是等ハ速記録ニ依ツテ御了承ヲ願ヒタイト存ジマス、最後ニ本案ノ内容ニ付キマシテ逐條ノ説明ヲ聽キ、協議ヲ重ねタノデアリマス、其ノ主ナルモノニ付テ申上ガマスルト、第十九條以下ニ規定スル組織變更、即チ株式會社ノ相互化ノ場合ニ於テ、組織變更ノ方法、其ノ他重要ナル事項ヲ株主總會ノ決議ニ依ツテ定メルモノトシテ居ルガ、之ニ依ツテ保険契約者ノ利益ガ害セラル、虞ハナイカトノ質問ニ對シマシテ、政府ハ、組織變更ニ付テハ、株主ノ外保険契約者ノ同意ヲ要スルモノトシテ居ルノミナラズ、其ノ效力發生要件タル主務大臣ノ認可ニ際シテハ、十分ニ保険契約者ノ利害ヲ考慮シテ、之ガ可否ヲ決スルモノデアルカラ、決シテ御懸念ニハニ第百八條ニ列舉スル保険會社ノ解散事由ノ中ニ、會社ノ破産、其ノ他保険契約ノ效

力ヲ中斷シ、保険團體ヲ分散セシムルヤウ
ナモノハ、保険ノ性質上不適當デハナイカ
トノ質問ニ對シマシテ、政府ハ、保険會社
ノ解散ノ場合等ニ際シ、保険契約ノ效力ヲ
極力維持シ、保険團體ヲ存續セシメテ行ク
契約ノ移轉命令等ノ制度ヲ設ケタノモ、全ク
コトヲ必要トセラル、御意見ニハ全ク同感
此ノ趣旨ニ出ヅルニ外ナラナイノデアッテ、
此ノ方針ノ下ニ運用ヲ行フ考デアルトノ答
辯デアッタノデアリマス、其ノ他各條項ニ互
リ質疑應答ガアッテ、討論ニ入り、二委員ヨ
リ此ノ改正ノ眼目デアル監督、指導、協定
等ノ實行ニ付適切ナル希望ヲ述ベラレタ後、
満場一致、保険業法改正法律案ハ可決致サレ
タノデアリマス、茲ニ御報告申上ゲマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二
讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長（伯爵松平賴壽君） 本案ノ第一讀會

ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案ノ全部、委員長ノ報告通

リデ御異議ゴザイマセヌカ

「「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長(伯爵松平頼臺灣君) 御異議ナイト認
ヌマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（伯爵松平頼義君）　御異議ナイト認
ヌマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會

ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通

リテ御異議ゴザイマセヌカ

○議長（伯爵松平頼壽君）　御異議ナイト認
〔異議ナシ〕ト呼ケ者アリ

メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十三、臺

臺灣事業公債法中改正法律案、政府提出、衆

議院送付、第一讀會ノ續、委員長堀田伯爵

臺灣事業公債法中改正法律案

右司汎不一主子，六月一日請汎于其伯父及
報告候也。

昭和十四年三月十七日

委員長 伯爵堀田 正恒

貴族院議書存管科
賴善鳳

法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案、
政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委
員長二荒伯爵

商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法
律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也。

昭和十四年三月十八日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

芳徳

委員長 伯爵二荒

芳徳

〔伯爵二荒芳徳君演壇ニ登ル〕

○伯爵二荒芳徳君 商法ヲ引用スル條文ノ
整理ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過並ニ結
果ヲ申上ダマス、本委員會ハ十五日、十八
日ノ兩日ニ瓦リマシテ開キマシタ、此ノ法
律案ハ七十三回議會ニ於キマシテ、商法ノ
相續編竝ニ會社編全體ニ瓦リマシテ改正ガ
ゴザイマシタノト、又商行爲以下ノ諸規定
ニ種々變更ガゴザイマシタ、從テ是等ノ變
更ノ結果商法ヲ引用致シテ居リマス三十八
ノ法律案ノ條文ノ置替ヘガ主ニナツテ居ル
ノデアリマス、又有限會社法ノ制定ニ伴ヒ
マシテ、必要ナル改正ヲ要スル結果ト致シ
ノ法律案ガ出テ居ルノデアリマ
ス、斯カル簡單ナ法律案デアリマスカラ質
疑モ別ニゴザイマセヌデアリマシタシ、更
ニ討議ニ移リマシタガ別ニ發言者モゴザイ
マセヌデシタ、而シテ採決ノ結果全會一致
ヲ以チマシテ本法律案ハ可決スベキモノト

決定致シタノデアリマス、右御報告致シマス
レバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀
會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ發言モナケ
レバ本會ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀
會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 本會ノ第三讀會
日程第十五、酪農業調整法案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會ノ續、委員長報告、委員長米津子爵
農業調整法案

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十五、酪
農業調整法案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會ノ續、委員長報告、委員長米津子爵
農業調整法案

○議長(伯爵松平頼壽君) ト呼フ者アリ

多量ウ乳ガ生産サレマシテ、現ニ價格ニ於
テ三千七百萬圓ノ生産ガゴザイマシテ、是
ハ精乳トシテ、又煉乳、粉乳、「バター」ノ
ノ市場モ獲得致シマシテ、現ニ數百萬圓ノ
輸出ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、併シ此
ノ生産、販賣、加工ノ過程ヲ顧ミテ見マス
ルト、生產業者ト、販賣業者ト、製造業者
トノ間ノ關係ガ非常ニ錯綜シテ居リマス爲
ニ、需給ノ圓滑、取引ノ公正ト云フ點ニ於
キマシテ遺憾トスベキ點ガ少クナク、將來
ノ酪農業ノ發展上障碍ト目セラレル點モ少
クナインデゴザイマス、ソレ故ニ此ノ度本
案ヲ制定致シマスコトニ依ヅテ、先づ生産擴
充ノ方針ニ副シテ乳牛ヲ増産致シマスト共
ニ、各業者ニ團體ヲ整備シ、又創設致シマシ
テ、是ノ團體ノ自己統制力ヲ強化スルノミ
ナラズ、一方ニハ許可制ニ依リマシテ、製
造業、取引ト云フ方面ヲ合理化シマス、併
シナガラ其ノ何レノ方面ニモ弊害ニ瓦ラナ
イナラズ、豫メ中央及地方ニ官民兩者ヲ以テ
組織セラレマスル酪農協議會ヲ作りマシ
テ、之ニ依リマシテ酪農業ト云フモノヲ全
部一ツノ組織ト看做シマシテ、各業者ノ總
親和、共榮ノ實績ヲ擧ゲテ行カウト云フノ
ガ法案ノ要旨ナノデゴザイマス、誠ニ此ノ
法案ノ趣旨通リニ參リマシタナラバ、根本
的ニハ農業經營ヲ非常ニ鞏固ニ致シマシテ、
サウシテ銃後ノ農村ノ農民生活ヲ安定ニス
ルコトモ出來ヨウシ、又牛乳ガ增産普及致シ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

民族優生保護法

第一條 本法ハ我カ民族ノ優秀ナル素質ヲ保護シ惡質遺傳ヲ防遏スルヲ以テ目
的トス

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲精神薄弱者、癲癇者、精神乖離症者、躁鬱病者、ハンチントン氏舞踏病者、強度ナル病的人格者、遺傳性盲者、聾者又ハ強度ナル身體的畸形者ニシテ此等劣等ナル素質ヲ遺傳スル虞顯著ナルモノニ對シ

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
スマス

貴族院議事速記録第二十五號 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案 第二讀會 第三讀會

民族優生保護法案 三七一

右本院提出案及送付候也

昭和十四年三月十六日

衆議院議長 小山 松壽

民族優生保護法案

族優生保護法案、衆議院提出、第一讀會

民族優生保護法案

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

民族優生保護法

第一條 本法ハ我カ民族ノ優秀ナル素質ヲ保護シ惡質遺傳ヲ防遏スルヲ以テ目
的トス

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲精神薄弱者、癲癇者、精神乖離症者、躁鬱病者、ハンチントン氏舞踏病者、強度ナル病的人格者、遺傳性盲者、聾者又ハ強度ナル身體的畸形者ニシテ此等劣等ナル素質ヲ遺傳スル虞顯著ナルモノニ對シ

第三條 本法ニ於テ斷種ト稱スルハ精子又ハ卵ノ輸精管又ハ輸卵管ヲ通過スルコトヲ不可能ナラシム手術ヲ謂フ

第四條 斷種ハ本人ノ申請ニ基キ又ハ左ノ各號ニ掲タル者ノ申請アリタル場合ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

第五條 前項ノ手術ハ厚生大臣ノ指定シタル場所ニ於テ任命セラレタル醫師之ヲ行フ

第六條 第四條第一號及第三號ニ掲タル者ノ申請ニハ本人ノ同意ヲ要ス但シ本人無能力者ナルトキハ其ノ配偶者、法定代理人又ハ保佐人ノ同意ヲ以テ足ル

第七條 斷種ノ適否ヲ診定スル爲優生診定委員會ニ置ク

第八條 優生診定委員ハ命令ノ定ム

第九條 地方長官断種ノ申請ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ優生診定委員會ノ議付ス

第十條 優生診定委員會ハ前條ノ付議ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ断種ノ適否ニ關スル診定ヲ爲シ之ヲ厚生大臣ニ具申スヘシ

第十一條 厚生大臣断種ヲ適當トスル旨ノ具申ヲ受ケタルトキハ一月以内ニ断種ノ手術ヲ爲サシムヘシ但シ特ニ必要アル場合ハ相當期間之ヲ延期スルコトヲ得

第十二條 断種ノ手術ヲ爲シタル醫師ハ其ノ手術後三十日以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ手術ノ結果及手術後ノ經過ヲ

第五條 前條ノ申請ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ爲スコトヲ要ス

第六條 第四條第一號及第三號ニ掲タル者ノ申請ニハ本人ノ同意ヲ要ス但シ本人無能力者ナルトキハ其ノ配偶者、法定代理人又ハ保佐人ノ同意ヲ以テ足ル

第七條 斷種ノ適否ヲ診定スル爲優生診定委員會ニ置ク

第八條 優生診定委員ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 地方長官断種ノ申請ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ優生診定委員會ノ議付ス

第十條 優生診定委員會ハ前項診定ノ爲必要アリスヘシ

第十一條 厚生大臣断種ヲ適當トスル旨ノ具申ヲ受ケタルトキハ一月以内ニ断種ノ手術ヲ爲サシムヘシ但シ特ニ必要アル場合ハ相當期間之ヲ延期スルコトヲ得

第十二條 断種ノ手術ヲ爲シタル醫師ハ其ノ手術後三十日以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ手術ノ結果及手術後ノ經過ヲ

貴族院議事速記録第二十四號正誤

三 一 戶主 法定代理人又ハ保佐人

三 一 三一 指名 正

三 二 三一 氏名

官報號外 昭和十四年三月二十日 貴族院議事速記錄第二十五號

三七二